

第六十八回 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和四十七年六月一日(木曜日)
午前十時四十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 榮君
嶋崎 均君
戸田 菊雄君
栗林 卓司君

委員

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
河本嘉久蔵君
栗原 祐幸君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
竹田 四郎君
横川 正市君
鈴木 一弘君
渡辺 武君
野末 和彦君
水田三喜男君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官 船田 讓君
大蔵省主計局次長 吉瀬 維哉君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省国際金融局長 稲村 光一君
厚生省児童家庭局長 松下 康蔵君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

大蔵大臣官房審議官 大谷 邦夫君
大蔵省主税局税制第三課長 福田 幸弘君
国税庁直税部長 江口 健司君
厚生省社会局長 山口新一郎君
人福祉課長

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案、以上三案を審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(前田佳都男君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 この前時間が十分ありませんでした。老齢者の扶養控除について、年齢的な問題について若干質問したんですが、その前に厚生省にお聞きしますが、老齢者の、この前は生計をどうしているかということについてちょっとお尋ねしたんですが、いま一番困る問題は、その同居が別居かということが、老齢者をかかえた家庭の中でたいへん問題だと思ふんですね。まあ一時、家つき、カーつき、ばああ抜きということが実はたいへん流行いたしましたけれども、その辺の老

齢者、まあおじいちゃん、おばあちゃんと同居する状況が、どういう状況になっているのか。老齢者は一体どう考えているのか。新しいその実際に扶養をしようとしている子供とか孫ですね、そういう者は一体同居に対してどう考えているのか。この辺のお考えが、どういうふうに変化しているのか。この辺の問題というのは、やはり大きい問題になってくるだろうと思ふんですが、その辺少し御説明いただきたいと思ふんです。

○説明員(山口新一郎君) 私どものほうで調べた状況では、大体まあ老後の生活についてどういう責任の持ち方があるかというような観点から調べたものがございまして、年齢別で調べたものといたしましては、総理府のほうで、老後の生活に関する世論調査というものを昭和四十四年にいたしております。これで見ますと、若い方に

比べまして、老齢者の方は、老後の生活について、家族の責任であるという考え方が、六十歳以上では約半分を占めております。それに対して二十代になりまして、老後の生活は自分の責任であるという考え方が四四％になっております。こういうふうな、年代におきまして、老後の生活についての責任の感じ方が違うということ、年寄りが比較的、若い者と一緒暮らしがむずかしい傾向にあるんじゃないかということが、うかがわれます。

○竹田四郎君 その若い者が、老齢者と一緒に暮らしやすいやだということとは、一体どういうことにあるんですか。たとえば教育程度も確かに昔より水準は非常に高くなっている。生活程度自体も昔に比べれば高くなっているわけですから、まあ若い人たちはマイホーム主義といえますか、そういうことで自分たちの生活を楽しまない。だから実際の子供にはひとつ十分教育をしたい。だから実際親を見る——何といいますが、余裕がないという、そういうことなのか。あるいはもう本質的にそういうものとは別居するのがあるまいなんだと。つまり権利意識としてそういうふうに変化しているのか、その辺はおわかりになりますか。

○説明員(山口新一郎君) これはたいへんむずかしい問題でございます。正直に申し上げまして、結論的にはさばりこれであるという一つの原因はあげにくいと思ひます。やはりいろいろな要素がからみまして、いまおっしゃいましたように、生活水準の上昇に伴いまして、自分の親子の生活水準を上げていくということに追われて、年寄りについては、つい手が回らなくなる。あるいは家制度の崩壊による扶養意識の変化。それから住宅事情、いろいろな問題がからみ合つて、現在のよう

な現象になってきているんじゃないかというふうな私どもは考えております。

第五部 大蔵委員会會議録第二十九号 昭和四十七年六月一日【参議院】

う勘だけで問題を扱っていいものかどうか、もう少し年寄りの生活実態、こういうようなものをにらんていかなくちやいかなぬと思うのですが、私、先ほども申し上げましたように、最近、地方団体の中では、老人サービスというので、特に電話とか、インターホンをつけて老人を慰める。それから、アメリカあたりの老人なんかの報告を聞くとか、お年寄りの電話というのはいへん長いというこで有名なんですね。へたすると半日くらい、お互いに何でもない、話の内容はわれわれに比べればたいしたことじゃないと思うのですけれども、まあそれでもぐちをこぼし、古いことを話したりするということ、なかなか近くにいても、趣味が合わないために、遠くへ出かけて、そして同じ趣味の集まりでやるといふことになりまして、まあ今日の交通機関の中では、これはそう楽な形ではない、場合によっては、その家族がだれかついて行かなくちやならぬという場合も私はあると思うのです。それからもう一つ、やはり家族と一体になるというの、まあ結局年寄りや孫との関係というものが、これはやっぱりかなりうまくいかなければ、うまくいかなければいいかという気もするわけですね。これだけが唯一のものだとは言えません。そうすると、おじいちゃん、おばあちゃんも、たまには孫にものを買ってやる小づかい金だつて要るわけですね。それから、古いつき合ひだつて子供と違つてある。こういうことを考えますと、子供の扶養とやっぱりかなり違つていふんじゃないか。なるほど食うもの着るもの、こういうものについては、これはそう子供に比べれば要ると思いませんけれども、そういうつき合ひ的なもの、あるいは交通費的なものは、まあ子供の扶養範囲というのとは、そう広い。しかし、一世代を暮らして来たお年寄りというのとは違ふところ、これはやっぱり交際範囲というのとは違ふところですね。同じ地域に住んでても、やはり交際の範囲というの、年寄りのほうはどうしたつて広く遠くなる。子供の場合には

近くて済む。こういうことになりますれば、その辺も違ふと思うのですが、どうなんですか。主税局長、私は、ただ勘で二万円というの、これからの老人対策をやつていかなくちやならぬ国の政策として、これからの議論になつてしまふと思ふのです。ある程度の科学的な根拠を、主税局自体としてもつかふ必要があるし、まあ厚生省のほうのお話でも、どうもその辺あまりまだいろいろな調査が進んでいないと思ひますけれども、その辺ももう少し科学的、合理的にやつていかなければ、これからの老人対策に对应できないんじゃないか。まあこれは片一方で、もちろんこの控除だけで老人対策がいくつものものでも私は思ひません。その他の老人対策というものが進んでいく、現実には進んでいないですね。騒がれていゝのは、進んでいないと思ふ。ですから、その辺は、見ることができるところで、やっぱりりやあえず見ていかなくちやしようがないということなんです。そういう意味でも、あまり勘的にこれを当てはめていくということについては、もう少し反省していただかなくちやならぬと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 現在の所得税におきます控除制度は、基礎控除につきましても、配偶者控除につきましても、扶養控除につきましても、それからまたもろもろの障害者控除等につきましても、まあ生活費といふか、生活のための費用性ということに着目しての控除制度でございます。老人扶養控除につきましても、本来であれば、その費用性ということに論拠をおくべきものであると思ひますので、そういう意味からいひましたならば、竹田先生が御指摘のように、老人の生活についての十分の実態調査が行なわれて、そうして老人の生活費が、やはり普通の扶養親族よりも経費として平均的にはよけいかるんだということの、まあいわけ証明といひますか、立証がなされて、初めて扶養控除よりも、たとえ二万円でありましても、あるいは別の額でありましても、違つた額の控除制度が認められるべきであるという結論になるというの、本来の筋道であらうかと思ひます。残念ながら、しかし私どもも、また厚生省のほうにも、老人の生計費調査、そしてそれがどのぐらひかかるか、他の扶養親族と比べて明らかによけいかるかという証明がつくものは、いまのところ実は手持ちが十分ないわけでございます。それでは、そういう証明資料といひますか、立証資料といひますか、そういうものが整備されるまでは、この老人扶養控除制度というものを設けるのは早過ぎるのかということになります。先ほど来こまかく御指摘がございまして、そうして老人を所得者が扶養することをあまり歓迎しないといひますか、そして先ほども御指摘がございまして、お年寄りが、お子さんのところをぐるぐる回つていふようなことがあつて、何とかまあ古い考え方といひますか、そういうことでなくとも、長男が親を養ふのだといううような昔からの考え方といふことに必ずしも関係なくとも、何とか、たとえば老人ホームに入れたとかなんとかいふことになくとも、所得のある人があれば、まあおじいさん、おばあさんを扶養するやうな、そういう形を、いわば奨励したいものだといふ、何といひますか、まあ声といひますか、世論といひますか、そういうものがあることは事実でございますので、そこで私もいいたしまして、そういう先ほど来申し上げておりますやうな意味での、生計費がこういう金額になりますと、よつてもつてこういう金額を控除額としてよけい認めましようといふことの証明がつくまでは、こういう制度はだめですといふことを言つていゝもの、まあいかにがたといふやうなところから、はなはだいまきつ御質問を受けたわけでございますが、現段階では、必ずしも幾らと、一万円がよいのか、二万円がよいのか、三万円がよいのかといふことの明確な説明は、率直に言つてできないわけなんです。さりとて、それを待つておるのも、また歯がゆいといふことで、とりあ

えずまあ、勘といつては悪いんですが、目見当といひますか、大体の遠観でそういうことにしたといふことでございまして、今後の問題としては、やはり老人問題がいろいろ面から検討されなければならぬが、その中の一つとして、この老人扶養控除制度の問題の一つとしては、やはりもろもろの調査の一環として、そういうものをできるならば厚生省等でも調査していただいて、そういうものに根拠を置いて金額をきめるようにいたしてまいりたいといふふうに考えております。

○竹田四郎君 私もこれをこでつくるなといふこととございせん。つくることは大いにけっこうだと思ふ。実際私話を聞いていゝところでは、厚生省ではもう少し高い金額を大蔵省のほうに要求したといふこととございせん。で、まあ多くの金額を要求したといふことは、いろいろの意味がその中には含まれていゝと思ふのもけれども、しかし、大蔵省より厚生省のほうに老人につき合つていて、統計的な資料はないにしても、ある程度情報は得ていゝと思ふのです。ね。それがかなり削られていゝといふことなんです。それが、それは厚生省のほうにも、おそろく大蔵省を説得するだけの科学的な資料がなかつたといふことにもあると思ふんですが、ただ私は、そこで非常にちよつと心配になつてきたのは、調査をするのはいいけれども、ただ、いまのお年寄りの非常につましか生活をしていゝ、それが年寄りのあり方だと、こういうふうな形で調査されては困ると思ふんです。年寄りはこうあるべきだといふ一つの姿があつて、それに対してこのくらいかかるんだといふ形でない、おそろくなかなか先ほどの電話の話にたつて、嫁さんがいると長い電話をまあ半分ぐらひでちよん切つちゃうと、かけたくても嫁さんがいるときはかけないで、嫁さんがどこかへ出たときにちよんかけるといふもの、私はある意味では相当実態だと思ふんです。だから、電話の回数が少ないから、それをいまの実態として計上してしまふといふ形では、これはやっぱり困ると思ふんです。これ厚生

省が調査される場合にも、だから、老人生活のあるべき姿というものをひとつモデルとしてつくつて、それに対応してこれぐらいかかるんだという形でやつてもらわなくちゃ困ると思うんですけれども、大蔵省がこれ削ったという点は、私はあまり感心しないんですけれどもね。その削った理由というのはどういふことですか。これはやっぱりさつきの勘で、このくらいだから削っちゃったというのですか。

○政府委員(高木文雄君) 恐縮でございますが、いま厚生省からの御要求の金額、十六万円になっております金額が、御要求の段階で何万円であったかちよつといふ私記憶しておりませんのですが、私どもとしては、費用性ということだけでは、実は老人扶養控除はなかなか説明し切れないという感じを持っておるわけでございます。

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕

で、控除で、いま私ども非常にまあ各方面から御要請を受けておりますものの中に、この老人扶養控除のほかに、たとえば教育費控除というような問題がございます、それからちょっと異質なものでございますが、積雪寒冷地帯について特別な生活費がかかると、たとえば雪おろしに経費がかかるとか、そういう意味で、地帯別の生活費控除という制度を設けてはどうかというようなお話があるわけでございます。で、これらにつきましては、それぞれ教育費についても十分の理由があるわけでございますし、それから地帯別の問題につきましても、それぞれ御要求のサイドからごらんになりますと、十分な理由があるわけでございまして、ただまあそういうふうにして、控除制度を順次広げていきますと、非常にこの税制が複雑になるというところから、いままでのところは、基本的に消極的な態度でまあ今日まできておるわけでございます。その意味をおきましては、今回老人扶養控除制度というものを設けますということは、従来まあ主税局といえますか、大蔵省の事務当局として、控除制度としてとってまいりました態度から申しますと、実はかなり飛躍とい

まずか、制度の複雑になりますことをいえば犠牲にして、まあこの問題は、非常に大きな問題であるから、複雑になるとかいうことで、消極的な態度をとっておってはならぬであろうというところで、制度をつくることには賛成したという経過でございました。したがって、その場合に、金額が幾らであるべきかということについては、率直に申しまして、やや十分な調査といえますが、それを尽くした上での制度の創設ではなかったのでは

ざいますから、まあ先ほど来申ししておりますように、十四万円と二十万円の間でしかるべきだということで見当をつけたというのが、率直なところでございます。その額については、今後とも研究はしてまいりたいと思っております。ただ、非常にこの老人扶養控除制度という制度は、税制の上では非常にまあむずかしい制度でございます。

むずかしい制度と申しますのは、扶養控除、配偶者控除あるいは障害者控除というようなものは、非常に明確に経費控除という概念がはつきりしておるわけですが、いまちやうど竹田委員がお触れになりましたように、現在の老人のつまずいやかな生活だけを基準にしておつては、なかなかそういう額が出てこないとおつしやいましたけれども、私どももそう思うわけでございます。

そこで、にもかかわらず、十四万円でなしに、その若干上積み額の十六万円という制度ができましたというところに、非常に制度としてもなかなかデリケートなものがあるわけでございまして、つまり経費控除だけでは説明し切れない分野が、ちよつと頭をのぞかしておるような制度になつておるわけでございます。今後この制度をどういふふうに展開していくかということは、単に額だけの問題でなしに、そういう意味でもかなり問題を含んでおる制度でございます。

率直のところ、ことし老人医療の無料化問題をはじめとしたしまして、老人問題が非常に強く取り上げられましたし、またさらにその背後には、福祉政策の前進ということがございましたので、まあかなり思い切つてこの制度を創設いたしました。

たので、私の説明も、先ほど来たいへん行き届かない点があるわけでございますが、つまり、ややそこらの詰めを十分しない状態のままで創設に踏み切ったという形でございまして、よつてもつて今後の検討を、いろいろな資料等の整備等ともならみ合わせて続けてまいりたいということを申し上げておきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 委員長、関連。

ちよつとタイミングをはずしたようですけれども

厚生省で、老人というのはどういう定義を考えられておるか、その点をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○説明員(山口新一郎君) 非常にむずかしい御質問で、この機会に再度質問しておきたいと思うんです。

も、この老人の、先ほど竹田委員の質問に対する

問でございます。私どものほうの所管で、老人福祉法というのがございますけれども、この法律でも、老人そのものの定義はいたしておりません。一がいには老人といわれておりますけれども、非常に個人差があるわけでございます。肉体的にも、精神的にも、個人個人で老化現象のあらわれと、うのは非常に差異があるわけでございます。そういう意味で、個々の対策の中で、何歳から扱うと、いうことを一応の線に出しておるわけでございす。たとえて申しますと、年金制度でございすても、低いほうから申しますと、共済組合が五十五歳、厚生年金は六十歳、国民年金は保険料掛けた分が六十五歳、福祉年金は七十歳というふうな、年金制度だけでも非常にまちまちでございす。

それから私どもでやっております老人の健康診査、これも六十五歳、老人ホームになりますと厚間は六十五歳で、例外的には六十歳でもよろしいというようなことで、各対策で年齢もまちまちでございまして、それぞれの対策の目的に応じて拾上げていく。いま申し上げました健康診査なども、人によりましては、老人のための健康診査というところであれば五十歳、極端な方は四十歳く

けでございます。そういう意味で、現在の厚生省の立場といたしましては、老人とは何歳以上のこういう方だということは、はっきりきめていないというのが実情でございます。

○戸田菊雄君 端的にほくは、老人というものは、少なくとも生産を離れたことが一つの条件だと思ふんですね。年齢的に何歳だとか、これいろいろ問題があるだろうと思ふんですが、社会主義

国の、いま盛んに戦争やっているベトナムです。ね、ベトナム民主共和国、ここでは六十歳というふうな年齢を引いているんですね。さっき福祉課長が答えられたように、老後の生活、この態様にについてはあくまでも老人の意思、これを中心にやっておりますね。だから、それをあなたは、先ほど言ったように、原則としては家族同居が望ましい、いまの政府の考えはそうかもしれないですね。それとも一つの方法だと私は思います。しかし、現地に行ってみまして考えられることは、老人の意思本位になってますから、家族といろいろな談合をして、私は家族と同居したい、そのほうがいいというところであれば、国が一定の老人に対する福祉、あらゆる生活上の補助を与える、そして家族と同居させる。老人ホームなら老人ホームへ、国家の施設ですね、いわゆるそういうものに住みかゝると言えば、それも同様の生活保障、国で一切やると、国が持つてやっております、こういうことで、政体が違うから、そういう面についてはいろいろあるでしょうけれども、資本主義国家といえども、私はやはり老人問題が長年いろいろと論議をされて、十年後には少なくとも二千万になる、総人口一億の二割になるんじゃないか、こういう事態にまできているわけです。ことに生産から離れて、急速に生活度合いは、収入その他を考へてみても、大体三分の一と見たらいいと思うんですが、ですね。しかし、その三分の一も一時期、わずかに短い期間ですね。あとはいまのきわめて変動する経済情勢下ですから、物価はどんどん上がっていく、年金はそのままで、急速に下降き

です、なおさら生活ができない。そういう状況にいま追い込まれているのが、俗に言う五十万近い寝た切り一人老人というものがあんだと。だから、この底辺を当面としてどうするかということ、私はいろいろな問題、確かに部分的には、医療は七十歳以上無料にしようとか、あるいは国民年金、いまおっしゃられたように五十五歳以上、いろいろな保険関係でもまちまちですから、そういうものをいまや一定の線で、最低、底上げをしていく必要があるんじゃないか。あるいは年次計画、十一年なら十一年の中で、そういう年齢はこの辺まで持っていくという一つのプロセスがあってもいいじゃないか、そういうものをやったり早期に私は検討すべきじゃないか、こういうふうな考えるんですけれども、ぜひひとつ、次回私はもっと端的にお伺いしてまいりたいと思うので、それまでの間にひとつ資料をお願いしておきたい。その資料は、いま年齢ごとに、老人といわれる各般の問題がありますが、たとえば国民年金なら国民年金の五十五歳、こういう受給者がどのくらいいるか、生活度合いはどういう、年齢別構成はどうなっているか、その辺の各種保険関係の問題。もう一つは、今後政府が実施をする七十歳以上医療無料化についての人員構成はどのくらい、その収入、生活様式、こういう態様はどうなっているのか、その辺の老人全体に含まるひとつ資料をぜひこの機会にお願いをしたい。

それから主税局長にお伺いするんですが、税法上、制度上老人とはどういうことをいっているのかですね、今回七十歳としたのは一体どういう考えに基づくのですか。その辺の見解をひとつ聞かせてもらいたい。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの戸田委員からの御要求の資料は出せますか。

○説明員(山口新一郎君) 私どものほうで、現在あります資料の中で、集められるものは集められるだけまとめましてお出ししたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 現在お出ししております

所得税法の改正により老人扶養控除制度の前に、現行制度では、老人自身が所得者である、老人自身に所得があるという場合についてだけ、特別な制度があることは御存じのとおりでございます。これは非常にややこしいのでございまして、老年者控除というところを使っているんですが、この場合には、六十五歳以上の方が所得がある場合に、所得税を納めていただく場合には、御本人は当然基礎控除が二十万円控除になるわけでありまして、老人である場合には、十二万円だけ老年者控除としてさらに控除が働くという制度がございまして、ただしこれには、いわゆる所得制限がありまして、所得が五百万円以下の方に限るといふことになっております。これはまあやはり同じ所得をあげるにしても、年齢をとってこれらという、健康の問題もありますし、やはり同じ所得をあげるについての経費性といえますか、そういう点を考慮して以前からあった制度でございまして、この場合は六十五歳というところで前からきていたわけでございまして、今回の老人扶養控除の制度のほうは、これは違っていて、所得者がおとうさんなりおかさんなり、あるいはまあ別にそういう方に限らないわけですが、老人を扶養親族として持っているという場合に、従来であります、扶養控除制度として十四万円の控除があるだけであったのに対して、それを十六万円にしようというところでございまして、これはまあ一種の社会保障といえますか、社会福祉といえますか、そういう角度を税制の中にも持ち込もうという考え方が基本にあるわけでございまして、その場合の老人とはどう考えるべきかということについては、昨日の御質問にもお答えいたしました、六十五歳として制度を組み立てるか、七十歳として制度を組み立てるか、二つの考え方があり得るわけでございますが、結論的に七十歳以上といたしましたのは、国民年金法によりまして老人福祉年金の制度でありますとか、老人福祉法によりまして老人医療の無料化の制度でありますとか、生活保護法の老齢加算の制度でありますとか、いろいろなものを

見てみますと、いずれも現行制度では七十歳になっております。先ほどの竹田委員の御質問にもお答え申し上げましたように、今回の老人扶養控除制度というのは、必ずしも経費面だけで説明し切れるものでないわけでありまして、多分に福祉制度の一端として考えるべき性質のものであるうかという見地からスタートしておりますので、この際といたしましては、ただいま申しましたような、もろもろの制度との権衡を考慮するならば、やはりそれと同じ年齢制限、年齢規定ということにいくほうがよろしいのではないかと判断して七十七歳というほうを選んだわけでございまして、

○戸田菊雄君 主税局長がおっしゃること、確かに直税関係法規集一の第二条、定義三十の「老年者」というところをございすね。いろいろありますが、これは二つの要件ですね、年齢は六十五歳以上、もう一つは、全所得総額が五百万円以下、この場合は老人の「老年者」としての所得税の制度上として付加税措置をやっている、こういうことになっておるわけですね。いま主税局長が言われました、今回改正法として出ている改正老人扶養控除の問題、これは一つの社会保障的な考へ、国民年金その他各般の老人対策として行なわれておる制度上の、いわば政策上の問題として取り上げてきた七十歳、こういうことになっておるわけなんです、これは将来やはり私は直税の定義三十にございすという制度上の問題と統一一元化していくような、そういう構想があつてもいいんじゃないかと思うんですが、それは社会党も本来は老人というのは六十五歳以上、医療の無料化についても各種年金についても、そこまで当面下げない、こう言っていることは間違いないんですが、それでも各国から見れば、日本は非常に低く、それと比べては私に思うのです。だから、そういうものが当面われわれが主張する線まではほど遠いかもしれませんが、税制上として今後いろいろ検討を加えていく運程において、将来はやはり定義に言う三十に近づけていく、こう

いう形が一番好ましいんじゃないかと思ひますが、その辺の今後のあり方についてひとつ主税局長の見解を承つて、関連ですから終わりたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のとおりだと思ひます。ただ、それを判断する場合に、私どもとしては、他のもろもろの福祉制度におきまして老人の位置づけといひますか、老人制度の、老人に対する福祉対策の拡充の度合い及びテンポといひますと、ならみ合わせながら考えていくべきではなからうか、いろいろ老人福祉対策を考える場合に、一体どの程度税の面でお手伝いすることができるか、やはりどうしても歳出面と申しますか、そっちのほうの諸施策が当然主体になるべきだろうと思ひます。したがって、そちらのほうの諸施策がどういうテンポで、どういうところに重点を置いて拡充されていくかということにらみ合ひながら、漸次制度の整備をはかっていくべきではないかと思ひます。

それからもう一つは、最近これは老人が働いておられない場合の、働かないで他の所得者に扶養されている場合の控除制度でございまして、わすかではありますけれども、漸次有業者の、何といひますか、年齢構成が若干ずつではあります、上へ上がっているということも一つありますので、そういうこととの動向なども一つ問題点になるうかと思ひます。今後の問題として検討させていただきます。

○竹田四郎君 実はもう少し老人問題やりたいんですが、もう時間がありませんから終わりたいと思ひますが、いづれにしても、厚生省側にして、とにかく非常におくれている。まずデータ自体から必ずしも私は十分じゃない、こう思ひますし、大蔵省側も老人対策に対する熱意というか、必ずしも盛がれているほどではないように思ひます。ことしあたりいろいろ運動見てまいりますと、老人がはち巻きして国会のまわりにおれたちのことを何とかしてくれなんて来るといふのは、率直に言つて私はみじめだと思ひます。

○竹田四郎君 まだいろいろこの問題聞きたいんですけれども、先ほどの障害者控除については、追加的費用というものを考慮して当初きめたんだというのですが、この十二万円あるいは十六万円、これの追加的費用というのは、具体的にどううだという資料があったらひとつ出していただきたい。

それから、あと次の関係がありますから厚生省にお願ひしたいと思うのですが、厚生省では、障害児あるいは障害者をかかえているというために、普通の場合よりどのくらい費用がかかるというふうな調査というものがあつたのでしょうか、あつたらその結果を最近のものをひとつ出していただきたい。

それから、それと同時に、去年あたりですか、心身障害者の扶養共済保険制度というのができたと思ひます。その加入状況、こうしたものをひとつ資料として出していただきたいと思ひます。そういうものによつて、またさらに質問を続けたいと思ひますが、時間が過ぎましたので、主税局長からひとつその去年の秋きまつた十二万円、障害者控除十二万円の追加的費用がどうこれに見合っているのか、それを御説明していただきたい。もしここですぐ御説明できなければひとつ資料を出していただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど申しました創設の当時においては、直接当時の資料、追加的費用としての資料を頭に置いて定められたことでございしますが、同時に老年者控除、寡婦控除、勤労者控除と金額を合わせてきたという過程において少し離れているかもしれせん。そこで、そのところをもう一べんよく検討いたしまして、資料がどの程度整備されておりますか、なお検討いたしますが、いまここに手持ちにはございませんから、整えまして提出をいたしたいと思ひます。

○政府委員(松下廉蔵君) ただいま御要望がありましたが、資料がございまして、直ちに差し上げたいと思ひますが、心身障害児者の扶養につきまして、どの程度の通常の生

活費に対して経費がかかるかどうかという実態調査は、申しわけございませんが、私のほうでは直接の資料はございませんので、もし御必要でございましたらならば、たとえば生活保護におきまして障害加算の内容あるいは通常の児童福祉施設、障害者施設との経費の格差、そういった資料がございましたら整理いたしまして差し上げられると思ひます。

○竹田四郎君 どうもこういう問題になりますと、何か他との振り合いとか、いまのこれは各県あたりでやっているとすよ。現実には神奈川県あたりでやって、かなりの資料というものを一つくつてその中に出ておるわけですよ。各県でやれるものが私は国でできないはずはないと思ひます。ですから、そういうことは私はやるべきだと思ひます。そういうことをやらないうで、た

だいいかげんに他との割り振りという、向こうが今度一万円上げた、今度こっちは一万円上げましょう、こういうことをやっているから、私はこの問題は一向進まない、こういうふうに向うのですよ。もう聞いていて、何ていいかげんだろうという感じがしかないです。もう少し調査が進んでいるということなら、そういうものはかなりの確

○栗林卓司君 若干取りとめの質問になるかもしれませんが、相統の問題について二、三御見解を伺いたいと思ひます。

これは俗に、三代たつと相統財産がなくなるといふ言ひ方がありますが、いまの相統税の基本的な考え方というのは、相統財産を税で基本的には取り上げてしまふ、あるいは相統税というものを一つの政策手段にして、相統財産を手放させる、そこにねらいがあるということなんでしょうか。その辺はいかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 相統税は、所得税、法人税とたいへん考え方が違ふと思ひます。で、やはり御不幸があつた場合に、その際に、その生前の、何といひますか、税関係をそこで一応清算をするという思想が基本的にあると思ひます。で、先ほどおっしゃる通りに、相統税があまり重くな

りまして、財産を子孫に残されても、それが税があまり重いために、何代か後には全部取り上げられてしまふということでは、勤労意欲を阻害するといふか、子孫のために美田を残そうという精神を阻害するといふことになりまふから、それは行き過ぎたといふわけではございませんけれども、さりとて、御先祖がいつにやっておられたならば、その御子息は、その方の能力なり勤労程度に

え方なり、社会体制なりによつてたいへん違ふわけではございまして、わが国の場合には、戦争で財閥解体があつたり、あるいは新円切りかえがあつたり、財産税があつたりといふことで、まあ一億総無産化といふことに一べんなつたわけではございまして、そこで、相統税の問題としては、いまだちらかといひますと、今日までの間、戦後二十年

間あまり問題にならなかつた傾向があるわけではございまして、その間に経済も復興いたしまして、それから若干富の集中も再び起こり始めておりますので、まさに御指摘のような点について、どのあたりを目安にしていくなかといふことを、ほんとうはこの辺でもう一べん根本的に考え直すべき時期ではなからうかと、その場合に基本的には全部取り上げてしまつてはいけな

い。その中間をどの辺に求めるかといふことはたいへんむずかしいことではございしますが、その中間点を具体的にどの程度に求めるかといふことは、そのときそのときの国の全体の富の状態とか、財産の配分の状態とかいふものとにらみ合せながらきまつていくものではないか。いずれにしても、相当これは基本的に洗い直すべき時期にきていますと私は考へております。

○栗林卓司君 いまのお答えのように、たいへんむずかしい問題だと思ひます。で、相統をどう見るか、いまのお答えの中にもあつたのですけれども、相統財産そのものについて見ていく問題と、それから相統というものを一つの原因にした、いわゆる不労所得であるという意味で見ていく面と二つございまして、どちらを重視するかで相統税の取り扱いに二つの行き方があると思ひます。ただ、そこでさらに不労所得だといふ見方をしますと、今回御提案の配偶者については特例を設けるといふことも、従来の考え方からいくと一歩を踏み出したこととなる。ところが、その相統財産形成にあつて、配偶者が果たしてきた役割りといふものを考えれば当然なんだと、そういう発想がもとにあつての今回の御提案だと思ひます。と

ところが、これはさらに広がっていくような気がする。というのは、相続財産というのは、かりに一家で家業を経営している場合には、その被相続人の子供についても、同じように相続財産形成にあずかったじゃないか、なぜ配偶者だけが特例を受けるのかというところまで広がってきそうなのが、いたします。そこで、いまのお答え、もう少し繰り返して伺いたいですけれども、これまでは相続財産取得者課税ということで、相続税が組み立てられてまいりましたから、どちらかというと、不勞所得性に問題点を求めて、それを再配分するということがあったと思いますけれども、そうではなくて、相続財産課税にむしろ持っていくつもりで、それまでの相続財産形成における、いまのお答えにありました税関係の清算を一本つけてしまふ。そのあとの財産の移動については、別な見方をしていくのだというようにしたほうが、今回のような配偶者について特例を設けるのだということになれば、当然のこととして、そればかりではどうなるかということになる。それは一家で事業を経営しているということと考えると、従来から問題になっております事業用資産について特例を設けないのだということまで話が広がっていくとすれば、農業については、均分相続ということがもたらす農地細分化という弊害から、農業基本法の選好承継が認められておりますし、ある意味では、事業用財産に準じた取り扱いがされている。それじゃ中小企業は関係はないのか、やはり大いに関係があるので、相続という、なるほど財産権の継承ということが、近代相続の本質でありけれども、それを取り巻いていろいろ人間くさいものが実は相続にはからまっている。それはその国の歴史なり、あるいはいまおっしゃった社会の組み立て方というものと、この相続が切り離しがたく結びついているというところだと思ふのです。そこで、たいへん長い回りくどい質問になってしまいましたけれども、いまの基本的な見直しが必要だという観点で、たとえば事業用財産ということをも一つ例にとります

と、再検討の対象になっていくでしょう。この点はいかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 相続税は実はたいへんむずかしい問題がいろいろございます。で、その中で一つ、ただいまお触れになりましたけれども、最近特に問題になっておりますのは、土地の評価額がどんどん上がってきた。そこで、相続財産の中に占める土地のウェイトというものが非常に高いということが問題になります。それとの関連で、その土地が事業用に使われている場合、それから居住用に使われている場合、それからいけば空地地のように、ただ財産として持っている場合と、そういう場合、全く同一に扱われております。そのことがいかどうかという問題が一つあります。

それから、ただいま御質問の事業用財産についてどう考えるかという問題とからみ合わせて、非常に具体的には、現在のような課税では事業が続けられないではないか。親の代の財産を一本ここで清算しようという考え方はわかるにしても、そのことのために、事業までつぶすということになつては、それから来る従業員もいることだし、せっかく、まああれなんといいますが、そういうものもあることだし、それはどういふふうにするかという問題は、実は私も具体的に、相続税の案件を扱っておりますし、しばしばかかる問題でございます。したがって、事業用財産の問題がたいへん問題があることはよく承知はいたしております。ですが、しかしながら、同じ土地を事業用に用いられております土地と、それから居住用に使われております土地と、全然、現在は財産として持っているという土地と、あるいは空地状態のままあります、空地地の状態であり土地とで区分したとすれば評価をどうするか、あるいは財産税——相続税の上で税率上変えるとか、控除制度を設けるとかいうことになりまふという土地、土地問題自体の問題として、いままたやっかいなことになっております時期だけに、なかなか踏み越えられない技術的な難点があるのではなからうかと

いうふうを考えております。しかし、一面におきましては、私はいかに土地の値段が上がってきたておりますものですか、御指摘のように、事業用財産の問題を、農地についてああいうことをしておりますことの関連上、ほうっておいていいのかと言われまふと、これはやはり全くこのままで何ともなりませんというところでなくて、いろいろな角度から検討しなきゃならぬと思っておりますけれども、さて現段階でどういふ方向で、どういふことを考えているかというところまでお答えできるほど考え方がまとまっておりますわけではないのでございます。

○栗林卓司君 同じ問題からんで、少し違う見方から、これは素朴な疑問としてよく聞く話ですけれども、相続で財産を承継する、いまお話しのように、それがいるんな問題になってきたのは、土地の値上がりというところが背景にあつて、その土地を相続財産として承継するたいへんな金額になる。したがって、それに伴つた相続税を納めていくというふうになりますと、そのために換金処分をせざるを得ない。換金処分をするということは、それを譲渡するわけですから、当然譲渡所得としての課税もされてまいります。しかし、相続というところと、譲渡というところは異なつた行為であることは、分けて考えればもちろんなんです。それが、それはあくまでも、相続という一つの原因から発生した事件であることは間違いない。そこで素朴な疑問というのは、なぜ二つ税金を納めるかと、こまかく理をくだいていけば、相続と譲渡というのは違ふじやないかという話になるんですが、やはり何か実感としてびんとこないという面があると思うんです。そういう取り扱いでほんとうにいいのだろうかという点について一応まず御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 従来から相続税と譲渡所得の重複問題は非常に問題でございました。それに対して私どもは、たとえば土地を売られた、譲渡所得税を納められた、その直後に相続が起つたという場合には、これはまああまり皆さん

御疑問をお持ちにならない。ところが逆に、相続が起つて、相続のあとで土地を売るという場合には二重になる。相続が先に起こるか、譲渡が先に起こるかによつて、たとえば同じ一年の中でどっちが先に起こるかによつて二重になる。素朴な多くの方が二重になると考えられたり、二重にならぬかと考えられたりするの、やはりそこはおかしいので、どうもそこは現行制度上二重になつてもやむを得ないのではないかと、いふふうになつておたつたわけでございますが、なかなかそれでは御納得がいかないという情勢でございます。ですから、数年前に若干の手直しをいたしましたのが現状でございます。現行制度では、御承知のように相続税の申告期限から、二年内に譲渡が行なわれた場合には、譲渡所得の課税をいたします際に——譲渡所得は、売った価額から取得価額を引くわけでございますが、引くときに、その納められた相続税を、その土地にかかる相続税を、取得価額に算入して、つまり引くほうに入れますというところによつて若干の調整をするという規定を、これを租税特別措置法に入れております。これを相続税法なり所得税法なりに規定をしないでは、租税特別措置法に入れたら規定をしないでは、まあいけば一種の臨時の措置として、経過的な措置としてそういうことをしているわけでございます。一応はこれで極端な重複感というものも排除されておると思っておりますけれども、なおそれでもまだ御不満は各方面にあるかと思つております。しかし、これ以上の調整というのはいまのところ困難ではなからうか。先ほど申しましたように、先に譲渡があつた場合を考えたいきますと、やはりこれ以上調整することは、また、先に売られてすぐ御不幸があつた場合とのバランスからいまして、ちょっとむずかしいのではないかと思つております。

○栗林卓司君 先に譲渡があつた場合、あとに譲渡があつた場合、その一番の違いというのは、先の譲渡は、これは実際の個人の生活関係を見れば

ば、あなたがちこうとは言えないのかもしれないけれども、一応は生存している時期において、自由な判断における処分ということになりますし、あとの場合は、相続ということに最大の原因を置いた処分行為になるわけですから、同じだというのは、やはり素朴な実感論から言うところ合わぬい。

そこで、なぜ何となく割り切れない気がするのかということ、私なりに考えてみますと、たとえば相続が開始されてから、二年以内だったら相続税は加算をするんだというふうにして、相続税と譲渡所得というものをあわせて考えてみますと、現在相続財産の評価というものは、それなりのいろいろな配慮がされているという、必ずしも時価そのままではない。ところが、相続した、換金処分をする、譲渡所得がかかる。これを足してみますと、結局時価評価で課税がされたと同じような効果になる。たまたま資産をお持ちになつて、はかに相続税を納める道がある人は、その土地なら土地をそのまま長いこと相続財産として受け継いで、あと自分の自由な判断に基づいて処分することが出来る。そうすると、比較的金のない相続人というのは、土地の将来の値上がりという得べかりし利益を失った上に、加えて時価評価で税金を取られたのと同じような形になってしまふ。それをいまのお話のように、交互に分けて考えれば全くそのとおりなんです。

そこで、これはむしろ御意見伺いたいんですけれども、相続税の扱いについて二つあると言われているとおり、相続財産課税のやり方と、相続財産取得者課税のやり方、この二つの考え方を、たとえばいまの問題に適用すると、扱いは変わってくるのでしょうか。それとも全く無関係なんですか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっといまにわかに判断がつかないのをごいいますが、遺産課税方式をとりましても、取得者課税方式をとりましても、おそらくは若干受け取られる感じは違ふかもしれませんが、経済関係の負担では同じになるの

ではないかと思ひますが、ちょっと一べん少し時間をいただいて考えないと、間違ふといけませんから。たぶん違ひないだらうと思ひます。

○栗林卓司君 私自信がないので、ただいまのようなお伺い方をしたのは、たまたまイギリスの相続税制というのを見ますと、事業用財産についての課税特例ということがございます。それで、イギリスの相続税の考え方が、日本とは違つて、相続財産課税であるというところで結びつけて法制上考えられているのかどうかという疑問が素朴にしましたので、お伺いをしたわけです。

そこで、最初の質問に戻りますけれども、事業用財産、とりわけ土地の値上がりということと、いまのイギリスの例をたまたま持ち出して恐縮ですが、相続税の取り扱いということまでさかのぼつた変更が必要になるだらうか、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっと私自信がありませんので、担当の第三課長から答えてもらいます。

○説明員(福田幸弘君) より基本的な御質問で、私も直ちに返答できませんが、相続税制の場合は二つのタイプがあると思ひます。

一つはエステート・タックス、これはアメリカ及び英国がやっているやり方でありまふ。この場合には、清算課税と申しますか、一生かかったのを清算する、そのときには財団として見るという考え方でございます。したがって、その場合には、相続人の個人的事情というものは本来は考えないというたてまえをとっております。この場合、英国は農業用財産、それから事業用財産、これらについて軽減税率を適用されておりますけれども、これは特殊な沿革があるからだらうということ、直ちに遺産税に結びつくものではない。ということ、アメリカについてはこういう例はございません。

それに対して対照的な税制、これはイン・ヘリタンス・タックス、財産取得税という考え方であります。

す。これはフランス、ドイツでやっております大陸系のやり方でありまふ。この場合には、各相続人が実際にこれをもらうというところに対して課税しますから、偶発所得というものが課税根拠になる。この場合には、各人の個人事情を参酌するということが基本的に可能になるわけでございます。

日本の場合の税制は、両方の混合と申しますか、非常にうまくできているか、複雑か、その辺は問題でございますが、基本的には取得税の形をとりながら、最初の段階から各相続人の財産を合算する。まず総遺産額から、債務控除を引き、い

ろんな調整をして純遺産額を出す。この辺は非常にエステート・タックス的なものなんです。それを相続分に應じて相続人数で割るという形で、各税率を、みなした取得分に掛けていきます。それによつて相続税をみなす額で出し、合計するといふことは一つの混合形態である。その相続税の総額を、今度は実際に取得した割合で分けるというところではほんとうの取得税的になるわけでございます。

その途中の過程で、基礎控除等によつて各人の状況を参酌するという形をとっております。事業用の関係では、農業なんかは相続人が多いのですが、こういうことで相続人数で割りますので、税率は低く出るといふ形でも、税の配慮が行なわれているというふうな考え方をしております。

それからドイツも最近税制改正についてやっておりますが、事業用について評価を落とすという議論は受け入れられておりません。中小企業に對する場合には、延納を考慮するといふことが検討されております。日本の場合は、すでに御承知のように各種の延納対策があると思ひます。

以上のような形が全体的なピクチャーでございます。

○栗林卓司君 どうもありがとうございます。いすれにしても、多くの材料をもつてお伺ひしているわけではございません、中小企業、とりわけ零細というものを考えてみますと、今回の御提案の中でも、同族会社について法人税法上の

特例が御提案になつてゐる。一方では、事業所得控除という問題が、税制調査会の方で御審議の対象になつてゐるというところが、いわれておりますけれども、それから承りて、中小企業についての事業用財産についての取り扱いもぜひ御検討いただきたいと思ひます。

それから、とりとめもない質問のついでにお伺ひするのでございますが、高齢者控除ということが御提案になるのですけれども、その前提にあるのは、所得がないと控除が出てこない。その意味で、いま、高齢者控除の問題を御検討になる過程で、控除によつて実際に恩恵を受ける層というのはどの程度あるのでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 今度創設を予定されております老年者控除、老人扶養控除によりまして、その適用がある納税者の数は、大体いま百七十万といふふうな推算いたしております。

○栗林卓司君 そうすると、百七十万といふ数字、実際に該当する年代の数からいって、どのくらいの割合になるのでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 現在七十歳以上の方は四百三十万人ださうでございます。それで、現在七十歳以上の方で、御自身で所得があり、したがって、老年者控除の適用になる方というのは非常に少ないと思ひますから、その四百三十万対百七十万といふのが適用割合といふふうに見てよろしいのではないかとと思ひます。

○栗林卓司君 そこで、最後に一つだけお伺ひして終わりたいと思ひますが、いま四百三十万のうち百七十万という人がそのままだとは言えないと思ひますけれども、先般の総理府の世論調査だったと思ひます。高齢になつたときには、なるべく子供と同居もしくは近くで住んでいたいという老人の方々の御希望等をあわせ考えますと、高齢者控除というのは、その人は所得がないと、その政策目的は達成できない。じゃ、扶養の場合にはどうかというところ、高齢者を扶養する人は扶養控除という制度がある。ところが、そういう実際に親を扶養している人自体が、相続財産の形成につ

いて必ずしも事業用とは言えないまでも、まるまる無関係とは言えない。その意味で、相続の形態に従つてということになるかどうか、私も自信がないのですけれども、今回の配偶者控除というものを広げて、その相続の形態によっては、別途の控除を設けていく御検討というのはあるのではありませんか。

実は、なぜこんなことを申し上げるかということ、現在の相続税は比較的高率であつて、それは所得の再分配ということできているわけで、その辺に理論的根拠があるのですけれども、だんだんとなくなつてしまつて、そのなくなつてしまつたものが、どういふものを寡黙気として育てたかといううと、そうか、一代限りかという寡黙気が強くなり過ぎてしまふ。これがいまの日本の社会の姿としてほんとうにいいのだからかと考えてみると、いまの日本の法律が定めておる均分相続の考え方が、いい悪いをここで論ずるつもりはありませんけれども、相続というものは、財産の単なる承継だと言ひ切れない部分に着目しますと、いろいろな幅というものがあつてもいいんじゃないか。なぜかといふと、一生のうちで、相続というものは何へんも起るわけでもないし、しかも、これは税源として当てにしているわけでもない。そこで、日本の憲法にしても、あるいは民法の規定にしても、親の扶養義務というものは言外にきめておるわけであり、昔からの日本人の考え方というものは承継している。それが長子相続かなんかといふことになると問題なんですけれども、回りくどい質問で恐縮ですが、配偶者まで範囲を広げたとき、それはいづれ事業用財産ということと別途配慮しなければいけないかもしれない。それと、そのときまでに至る親の扶養形態ということも含めた税法、相続税法の扱いが広がるということとは考え得るんだと、この点お伺ひして質問終わりたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 御質問にお答えになるかどうかはわかりませんが、最初に申し上げたいことは、今回配偶者控除——配偶者に対する相続に

ついて従来よりも軽くなるようにいたしましたというところが、子供さんに対する相続の場合にも同じ思想をつなげていくならば、何らかの措置がとられることになるのかどうかということでございますが、その点につきましては、私は必ずしも直接には関係ないというふうに考えております。と申しますのは、現在の相続税では、基本的には配偶者に相続する場合と、それからジェネレーションを変えて、親の代から子の代にいく場合と、そして基本的には大きな差を相続税法上はいま設けていないわけでございます。しかし、その考え方にはいろいろ御批判がありまして、相続税はジェネレーションが変わるところだけに、相続税をかけることにしてはどうかという議論、あるいは現在の日本の財産制度は、夫婦財産共有制度ではなくて、特有制度にはなつていないといふものの、夫がなくなつたときとしました場合に、夫がなくなつて残つていた財産についての妻の貢献度というものはやはり無視できないんだから、それは親子間とは違ふんではないかという考え方が、次第に現行相続税に対する批判として現在起つておられますけれども、そうかといふと、現在のところ相続税を基本的に変えて、世代間相続に限つて相続税を課しますというところまで踏み切ると、つまり世代が変わらない横への相続は、相続税の対象にしませんというところまではなかなか踏み切れない。それから妻の貢献ということがいわれるにしても、所得の大きさ、財産の大きさによつて、何百万、何千万、何億という大きな差によつて妻の貢献度というものを、どんなに大きな財産の場合でも、奥さんの貢献度をやっぱり半分なら半分に見るべきかどうかということについては、非常に疑問点があるところから、三千万円というところで切つたところから、中途はんばではございますが、若干世代間相続に重点が置かれるべきであり、世代がまたがらない相続については、別の考え方をとつてもいいのではないかと考へる方が基本に今回の改正の場合にはあるわけでございます。したがひまして、

今回の改正の考へ方を延長していけば、先ほど来お話がありますように、親子で一緒になつて財産を形成していったような場合の事業用資産の相続については、何らかの措置が必要だという思想につながつていくのではないかと御指摘については、私は今回の改正からは直ちに出不ないと思うのでございますけれども、先ほど触れましたように、土地の価額の上昇といふような問題に関連して、今回の改正の思想とは、別途の問題としてやはり事業用資産の問題はいろいろ検討さるべきでありまして、さらには相続税全体があまりにもいろいろな問題を持つておるということとございまして、今回とは別ではございしますが、やはり検討していかなくやならぬ問題であるということと、お答えになるかどうかはわかりませんが申し上げておきます。

○政府委員(船田謙君) ただいまの栗林委員の御質問の中で、直接、税法の技術的な問題は私も詳しくございせんが、ただ相続税を今後考へていく上での、これを囲むエンバインメントはいかにあるべきかという考へ方、非常に示唆に富んだ御質問だと思ひます。たとえば先ほどの竹田委員のお話にもございまして、均分相続が直ちに子供の家を回らなくやならぬといううなことに直ちにつながるかどうか、これは言えませんが、なつておることは事実かと思ひます。そういう社会心理学的なアプローチも当然必要であらうと思ひます。ただ片方において、刑法について例の尊属殺傷の条項をいかにするか、それが憲法違反であるか、合憲であるかといふ問題もあるところとございまして、これは非常に大きな問題を御提起なさつたものとわれわれは考へております。

○委員長(前田佳都男君) 午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○横川正市君 まず一つは、税負担の重さという問題と、公平という二つの点から、二、三質問をいたしたいと思ひます。

第一番先には、実は納税者の側が非常に税に對して不公平とか不満とか、あるいは重税感とか、そういうようなものを持つておる。これを世論調査の面で見ると、重税感という点では、非常に全体が相当パーセンテージが高い比重というのを持つておるようです。たとえば、「あなたは税金は重たいと思ひますか、それともまあやむを得ない程度だと思ひますか」といふような問ひが行なわれますと、それに対して、「税金は重い」が、五五%、「やむを得ない」といふのが三四%というふうな、いわゆる税に對する重税感というのはいかに非常に強いものを持つておるわけなんです。最初私のほうで質問の重点を聞かれたときには、その重税感というのに對して、課税側、これは当然政府を含めまして課税側は一体重税感というものをどういふふうに掌握をされて、重税感からくる弊害を除去するのにはどういふ手段をとつていくのか、この点の具体的な内容をまずひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 昭和四十五年に、総理府で世論調査をしたことがございまして、いまおっしゃられた朝日新聞社の調査も、四十五年に行なわれておりますが、その調査の結果を見ますと、いふと、「税金が高い」という考へをした者が二九%、それから「高い」といふことにつながるといふ「サラーマン」の税金が特に重いと

か、あるいは職種によって不公平があるとか、あるいは大企業が優遇されているとか、高額所得者の負担が軽過ぎるとか、その他税の不公平に対する不満というふうなものも三五%を占めるといふようなことで、この二つから見ますと、税が高いという感じの中には、不公平だということに對する感じと、そうでない、税が高いんだという感じがあるんだと思います。税が高いんだという感じはどこからきているのだと申しますと、朝日新聞のほうの調査で見ますと、税金は重いという五五%の中に、収入に比べて重いというのが五五%ある。これが私はやはり一般の感じを代表するものじゃないかと思ひます。税が高いか重いかというところは、税率の問題であつて、収入に對して税率がかりに軽いとしても、収入、所得の水準が低ければ、これは税が重いという感じを持ちますし、収入に對して税が重いという数字が非常に多いという、これがやはり庶民の税金が重いという感じを代表するものじゃないかと思ひます。そういったしますと、やはり税について、これから私どもが講じなければならぬ問題は、やはり公平の原則に沿つた税制の改善ということ、それからやはり所得水準を考えた税負担のあり方というところで、所得税においても毎年まだ減税をやつていかなければいけないという根拠も、いまの所得水準から見れば必要な施策だろうと言へるのではないかと、いふふうに考へます。

○横川正市君 一般的なものにとらえ方としては、いま大臣のお答えになつたとおりの感觸を持つてゐるわけですが、ただ税が重いという感觸の中に、こういう面があるのです。消費者物価の上昇が非常にひどいとか、それから家賃や地価が高いとか、あるいは給料とか俸給が実際にはまかない切れないような状態にあるとか、いふような、周囲の環境から税に對する感觸が非常に重なり、こういう意見が非常に強く出される原因になつてゐるんじゃないか。で、このことは、一番負担の重さが強調されてゐる一つの表示として

は、非常に大切な面で、取り扱ひとしては十分注意をすることが必要なんじゃないか。もう一度言いますと、消費者物価の上昇が非常に激しい、それから家賃や地価が依然として上昇しておつて、一般の人の手の届かないところにあるとか、それから給料、俸給の面で、現在の生活の実態からいって、必ずしも満足すべき状態にないとか、これは総じて言ひますと、一つの物価上昇というの、これは恒常的に物価の上昇が続いてゐるという現象ですね。もう一つ、家賃や地価というの、これは対策なしで、全然政策がない。この問題です。それから給料、俸給というところになりますと、私は日本経済も相当底は浅いけれども、日本の俸給生活者というの、相当何か満たされてゐるやうであつて、事実上は非常に不安定な状態だ、この三つが実は重税感という感觸としてあげられたということは、非常に重要な問題だと思ふのでありますけれども、その点は大臣はどう考へておられるか。

○國務大臣(水田三喜男君) その点はやはりそのように考へます。ただ、過去においても消費者物価というものは、年平均を見ても相当今日まで毎年上がつてきておるにかかわらず、物価という問題については、最近一番国民の関心が高まつておるといふことは、過去においても物価は相当上昇しておつたにかかわらず、高度成長時代にはやはり所得がそれに伴つてある程度上がつておつた、所得の上昇率も多かつたといふことから、わりあいに物価問題についての関心がそれほどではなかつたと思ひますが、経済成長が安定してくるに従つて、この物価への関心が上がつてきたといふことは、さつき私が申しましたように、帰するところはやはり収入に對する税が重く感じられるといふことになるんじゃないかと思ひますが、分析すれば、いまおっしゃられたような三つの問題がみなからみ合つた問題として重税感を構成してゐるものといふふうに考へます。

○横川正市君 そこで、一つ例を申し上げますが、大蔵当局が重税感を取り除こうとするために、たとえば三千億減税やりましたとか、千五百億減税やりましたといふのは、一般的な政策として、相手側には、今度は幾らか自分の収入に對して、税の面からはよくなるんだからと、こういう意味での非常に効果てきめんな重税感を取り除く施策といふのがあつたわけだけれども、大蔵当局としては、いまの大臣の言われるやうな、いわゆる重税感を取り除くための具体的な施策といふことになりまして、今日以後何が考へられますか、具体的にひとつ示していただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 私どももいたしましては、この重税感といふことにつきましては、たとえば他の国の事例等も時おり聞いてみるわけでありまして、やはり世界じゅうどの国でも、ことばは悪いんですが、同業者といひますか、税金の仕事をしてゐる人に聞きますと、どの国でも税金が高いといふて文句を言われておるといふことでありまして、本質的に税といふものについては、国民の間ではまず印象として高いといひます。か、そういう先入感があるのではないかと思ひますので、なかなか、たいへん税が軽くなつたといふやうに受け取つていただけるやうな妙案といふものはすぐに見つからないと思ひます。ただ、地道にいろいろなことをやつていかなければならぬと思ひますが、少なくとも私どもの受け持ちの分野では、一番やはり重要なのは不公平感を除去する、絶対的な水準が高いといふことのほかに、やはり新聞報道あるいはいろいろな説みの等を通じて、いろいろな不公平があるやうだといふことを多くの人が見る、聞く、言ふことが、やはり税といふものに対する不満のもとになつておるわけでありまして、で、現行制度上あるいは執行上いろいろな、万全を期してゐるつもりではありまして、もうまくいってない点がいろいろあるわけございまして、制度上あるいは執行上の不公平といふものを短長に取り除いていく努力をするといふのがまず第一に果たすべきことだと思ひます。

同時にこれは、私ども主税局と申しますか、その分野からは、やはりそれだけのわけでございますが、やはりもう少し日本の場合には、税金の使い道といふことについて、皆さんにこれだけ税を納めていただいておりますが、それはしかし、いふやうに皆さんにまた利益としては返つてきておりますといふことについての、広報宣伝も不十分でありますし、そういう理解を求める求め方といふものもまたへたであるといふことがありまして、何か皆さんが自分で納められてゐる税金はどうかへいつてしまつて、何に使われているのかよくわからないといふことが、非常に税についての理解をいただくのにマイナスに働いてゐるように思ひます。この点については、まあ税務署におきまして、税務署は直接には税をいただくほうの役所ではございまして、やはり税に關する納税思想の向上をはかつていくことも、私どもないし国税庁、税務署の仕事でございますので、等を通じて、わずかながらありますが、努力を重ねて、税金の使途が広く国民の方々にわたつていただけるやうに、地道な努力を続けていかなければならぬと思つております。税の制度上、たとえば直接税と間接税とで負担感が大きいとか小さいとかいふ問題もございまして、そういうことよりも、むしろ基本的には、ただいま申しましたやうな全般としての不公平感を取り除くこと、税金の使途が十分に理解されるやうに努力をするといふことが、役所として努力すべき最大のポイントであらうかと思つております。

めに納税をしているかわからないというような声が、一般から上がってきたという言えないう思ふのです。それに対して適時適切な手を打たないというの、これはたいへん問題だと思ふので、これは次の質問をいたしたと思ふたのです。問題はこういうことじゃないでしょうか、重圧感あるいは重税感というものを持たせないための施策として、一体何をやらなければならないのかという点の具体性の問題ですね。たとえばいま一般大衆は、あなたは税金を正直に納めるということはどうですかと言え、それはほかのすることだよ、税金というのはほかか正直で、正直者は結局ほかをみるのだということ、どうやってごまかして納めるかということ、これを朝日新聞の、いま総理府ではどういうふうに出ているか、ここに資料ありませんが、朝日新聞見ますと、四十六対四十六、半々がばかを見ていふに言う、あるいはある者は、それは義務だという、半々の比率になっているのです。非常に大きな私利私欲の世論だと思ふのです。だから、そういう世論があるのだから、一体税金を正直に納めるといふことは、それはほかかやることだといふことを、私はこれも取り除く必要があるんじゃないかという点で、その具体性を求めたわけなんです。

それからもう一つは、これは大蔵大臣も参画してきめられていることですが、たとえばうちのほうの政党内、一般の社会保障費その他教育費その他必要なときに、どこから財源を持つてくるかというときに、二つの方法があるのです。一つは、防衛費を削りなさいとか、もう一つは、租税特別措置法とか、企業の保護があまりにも過ぎないか、あるいはむだづかいが多いんじゃないかという、一つの対案の柱としていつも出すわけなんです。ところが、おたくのほうは、どうですか、自民党さんと政府のほうは、やはり安保必要論から、それから自国は自分を守る気概を持ちなさいとか、そういうことでいままですと予算を組まれてきたわけなんです。ところが、最近に

なりまして、自民党さんのこれに対する思想も変わってきたんじゃないかと私は思ふんですね。その変わってきたあらわれは、たとえばアジアの近隣あるいは友好国、あるいは日本と密接不可分なアメリカであるとか、ヨーロッパであるとかから、日本の軍国主義復活じゃないかというふうな指摘をされてくると、今度は、野党から言われておったときには正当性を主張しておったんだけど、この国際的な世論が盛り上がりつつあると、歴代の防衛長官のいわれる一般へのアピールのしかたですか、これが変わってきて、あるときには、いや平和に徹しているんだという総理のことばを筆頭に、軍国主義化されておらないということとを言う。同時に装備の問題について、どこが限界だというふうな限界説が出てくる。というふうなもの、実は最近の——防衛費の問題、これは一つの例ですけど、出てきていると思ふんですよ。いまの内閣の思想といいますが、それから内閣の持っている哲学といいますが、そういうものが実は一般世論の中で、いままでは袋だたきにされておったのに、それにはこう然とかまえておった。しかし、世論が変わると変えざるを得なくなってきた。そうしてその問題は、国民一般からは非常にいわれる重税感の一つの代表的なものとして指摘をされておった。そういう関連というものを考えてみて、将来にわたってこの点では、大蔵当局として予算編成の場合には一体どうされようとするのか、少し先の話になりますけれども、大蔵大臣の考え方をちょっと聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、防衛に対する考えが、最近そう変わったというふうには思ひません。で、昔から政府は、国力に依りて自衛力を漸増するという方針でやってきましたが、いままでのこの漸増方針のあとを見ますと、やはり大体国民総生産の何%ぐらいが防衛費となつておるか、また総予算の中で占める地位はどの程度であったかというふうなものとか、離れ、特に防衛力の増強というふうなことはしない

で、いままでも同じようなことで、一定の比率の範囲内においては、自衛力の漸増をはかっているという方針には、いま特に変わっているところはない。ごいせん、したがって、最近の予算の編成を見ておつても、何次防、何次防という計画は立てられても、GNPの中に占める防衛予算というものはほとんど私には変化はあらわれていない。比率としては、これは絶対値が大きくなつてきますから、したがって、むしろ防衛費の比率は下がります。というものが現状であらうと思ひます。

○横川正市君 たとえば大蔵省という、大きな仕事の一環である税の問題を取り扱っている主務官庁が、一般の国民の半数以上の人が、いまの税に對しては重いと、こういう感じを持つて、極端な例を言え、正直に納税するやつはばかだというほどに、税の問題をとらえているときに、そういう一般の国民のものの考え方を、いわば納税は義務である、当然である、収入があつて税を納めるのは当然であるというふうな転換をさせていくには、ただ単にPRだけでは私にはだめだと思ひます。納税者のその大半の中に、たとえばF86Fが何機かつくられたままならしになつていて、これは一体どうなんだ、一機一億六、七千万円もするものが十何機もその場でたなざらしになつていて、これはいわば防衛というものの適否ではなしに、防衛庁が予算のむだづかいをしていて、こういうことで、私は納税者に非常な反感を与えている問題だと思ひます。これは当然取り除かなければいかぬと思ひます。同時に、前者が防衛ということに對して、どう自民党さんがPRしてみても、その必要の度合いとか、いまの四次防なら四次防の実態とかいうようなものは、これは最も必要なものとして認めたいという思想が非常に強くなつてきています。たとえば最近行なわれる選挙の実態を見てみても、自民党さんが三百議席の大台をこえたというときも、防衛費の問題で戦つて当選してきたというのはおそろしくないの

じゃないですか。おそろしくこれを出せば反発を食うから、なるだけ憲法の問題と一緒に陰に隠しておつて、選挙運動をやっていると思ふのです。それほどに防衛費の問題は、おたくのバックをつけておる人たちも、だいたい心配しながら選挙をやっている。そういうものに私はやはりある一つの発想の転換とか、政策の転換があつて、重税感というものを取り除く効果というものをあげられるようにしたらどうかと、これは税の主務官庁としてはそれぐらいな心がけがあつていいんじゃないかと思ひますが、どうですかね。

○国務大臣(水田三喜男君) 税の重いという、税について重税感を国民が持つておるとしまして、実際問題として、防衛費が多いために国民が重税に悩んでいるというふうな事実は、わが国には私はないのと思ひます。他の国の国防費、軍事費というものが、予算の中でどのくらいの比率を占めているか、あるいはその国の総生産の中でどれだけの比率を占めているか、主要先進国の実情を見ても、○何%というふうな比率の防衛費をもって国の安全をはかっているという国は、いま事実上はないんです。これは、国民は多いために負担感にたえないという感情を持つていて、日本の税金が重くなつていて、国民はそれのために負担感にたえないという感情を持つていて、これは事実上は、私は防衛費に関する限りはないと思ひます。よくパンが大砲かなんと言われているんですが、もうパンのほうが大砲予算の倍以上になつていて、ところを見まして、これは、それは問題から見て、もし国民がそう思つたとしても、実際問題から見て、もし国民がそう思つたとしても、これは私どもの啓蒙が足らなかつたということに、これは私どもの啓蒙が足らなかつたということに、問題としてなつておらないと思ひます。

○横川正市君 前段の大蔵大臣の説明とだいぶ食い違ふですね。一をもつて十を律するということとは、これは往々にして間違ひがあるから相対的にものを判断すべきだといふのは、これは論理だと思ひます。しかし、一般の国民感情というの、給料が非常に少ないのに、こんなに税金

をかけられるのはけしからぬと言って、いわゆる重税感に対する答えを出しているという事は、これは納税者もそういうふうに出てくるし、税当局、大蔵省も重税感の一つの大きな柱にあげておいていい。そういう人たちが持っている、いわば税の使い方に対する批判というものを、これを今度は逆に、防衛思想なら防衛思想だけにおかされていくという事は、やはり実際上の下部の者の考え方をくんでいいということにならないかと私は思うのです。

それと後段の、それじゃどうなんですか。たとえば幾らでも、F86Fが十何機かたならしにして、一機一億六千万以上するものがそのまま使われておられない。これはどうお考えですか。

それからもう一つは、比喩ですけれども、たとえばファントム一機二十七億とか三十億とか。これを投ずれば、いま住宅難で困っている、あるいは土地を取得するのに困っているもの何千人かの住宅を満たす、土地を満たすということになります。そういうことに對してどうお考えになりますか。そういういろいろなものが出てくることに私は問題があると思うのです。たとえばファントムが絶対必要だというならば、ファントムが土地になつたり、住宅になつたりするわけないでしょう。しかし、ファントムの何その他から見ても、一歩防衛上必要かどうかということで、必要ないという判断が国民の中にあるから、それに対する批判が出るわけです。ところが政府は、104からファントムに切りかえていくのに、何で切りかえるのかさっぱり説明しないで、防衛費の増費、強化ということで取り上げている。その課税当局が、国民からそういうふうに出てくるものに、無神経にこれに飛びついていく手はないんじゃないか。その点をお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(水田三喜男君) 要するに、必要な経費をむだづかいされておるかどうかはもちろんございまいしょうが、いま防衛予算の中で、私どもが、これは毎年厳重な査定をいたしまして、防衛当局からの要望についても、今年度は一千億円で

上の査定で縮減いたしました。けつこう厳密にそういうものの査定をやっているつもりでございますので、したがって、日本の防衛のために、これは必要だというふうなものが、いまの防衛費の中にそうたくさんある、私も現実、計上しているというふうには思っておりません。

○横川正市君 やがてこれは批判されることで、現在の政府の責任追及は将来はやられることですから、一応の一つの例として私のほうで持ちあげたわけです。ただ、課税当局が、重税感を持つて国民にどうかたえるかという何らかの一つのポイントだと私は思うのです。

それからもう一つの問題は最近の行なわれている低金利政策ですね。全体的に低金利、国際的な低金利時代を迎えて、日本の場合もこれはやるべきであるという国策としては私もうなづけるのです。ところが一面では、利子などというものがもたらえなければありがたかつたというふうな、庶民の納めた郵便貯金の金利まで一緒に下げなければならぬ、この相対論といえますか、これにはちよつと私も政策的にはうなづけないわけですね。もつと、郵便貯金のような金利は、いわゆる庶民の気持ちを満たす意味で、現行でとめておいておくという方法を、あるいは時間的にずらしていくという方法を、あるいは時間的にずらしていくか、こういうふうな方法に思いますが、一般的にやられてしまつて、全体的にこれを低金利時代に即応させるようにする、この考え方も、大蔵省は財政金融と税制ですから、財政金融面であつて、税制面の一つの庶民の感情としては、何だわれわれのこんなちよつと下げなもので下げてしまふのかという、そういう金融財政問題から税に對しても不平、不満を持つ、こういうことにならないかと思つておりますけれども、その点は御検討になつたでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 金利政策につきましましては、一昨年から公定歩合の引き下げもちよつと五回行なつておることでございますし、したがつて、そのつど預金金利との問題は慎重に私どもは

検討しておりますが、まだ預金金利との問題に關連させなくとも、日本の金利水準を下げる余地というものは十分あるということから、大衆預金の金利については、慎重な考えを持つて、特に今日までの問題に手をつけずにまいりましたが、昨今の国際、国内的な情勢から見まして、もう一段の金利水準の引き下げが必要であるという事情に迫られておりますが、その際、いまのままで、金利水準の全般の貸し出し金利の引き下げができるかと申しますと、できる余裕を比較保持するのは、大銀行だけではないかと思つて、これはある程度、この小銀行、ほかの信用組合とか農協とか、あるいは信用金庫とか、そのほかの銀行に對しては、比較的持久力を持つたかもしませんが、もう一段の預金金利をそのまゝにしておいて、低金利政策を行なつたら、一般の金融機関がつぶれて、大金融機関に統合されるというふうな事態になりかねないというふうなことを考えますという

と、この際もう貸し出し金利の引き下げは限度にきておる、預金金利の引き下げと関連なくしては、限度にきておると考えられますので、今回は慎重に、いままできめてまいりましたが、今回の金利引き下げについては、関連せしめるといふ方針を私どもはとつておるわけでございますが、そのときに、そういう意味から国全体の金利水準を下げるというときに、民間金融機関の預金金利は下げる、本来ならば一番信用のある国の機関の金利が安くなるべきのを、一番信用のある国の機関の金利だけ、預金金利だけ上げておいて、総合的な金利政策、金融政策を実行しようなんというところは、これははいふ無理な話であつて、当然郵便貯金の金利も、一般市中銀行の預金金利も、これは運動して均衡をとるべき筋のものでございまして、したがつて、そういう意味で、過去において一般金利が上がる場合には、全部郵便貯金も連動して、一回も別々な行動をとつたことはない、

一般が上がるときは、必ず一緒に上がつていくこととで今日まできたものを、下げるときだけこれは別にするといふようなことで、金融政策の実行と

いうことはできませんので、これは当然一緒に均衡をとつた処置がとらるべきであるということ、この一つをそのまゝにしておく意味というものはないので、あらゆる金融政策を、総合を来たさせる措置でございまして、これは一緒でなければならぬ性質のものだと思つております。また、したがつて、法律でも郵便貯金の金利について、一般金利を勘案してきめるといふことが書いてある、その趣旨であらうと思つております。

○横川正市君 大體、資本主義社会で、民営と官業があつて、官業優先であつて民営はどうなんだというふうなことを言つたつて通らぬです。いかに金融資本が今日まで優遇されてきておつたかという事は、あなたたち自身の中でそれがはつきり出ているので、それじゃ官業の郵便貯金というの、どう取り扱ひ方がされてきたか、體質、構造からいつたつてです、職員の給料だって、どんな状態だつたかというところからいひわけていふ。これは何か官営企業の獨善的な獨占企業といふか、どうやってきていたのか、いひのだから、そういうものの見方といふものは、私は当たらないだらうと思つて、それと同時に、たとえば今度のことをやられるとすれば、ある企業は四十何億もうかりますよ、低金利その他から、あるものはこのことによつてたいへん損しますよ、というの、五千万とか一千万とか郵便貯金をしていて一般の庶民ですよ。こういうふうな不公平なことが電車の中の週刊誌の中にも出ているわけでしょう。そういうものを見て、税の問題に對して重税感を持つて国民大衆といふのは、何だといふことにならないかと私は決定的にはそう思つておる。郵便貯金の問題はまたひとつとを違えて議論をいたしますが、言つてみれば、ドルでたいへん損をした、まああとで質問いたしますけれども、実際に赤字でもって収益があつておらない、あるいは法人税の納められないような会社がいふふあるのに、その会社の株主はほとんど上がつていくといふふうな不

公平があつて、そのことが一つのポイントになつて、一般の納税者に非常に不公平感というものを与える、そういう原因を大蔵当局で除去しないというわけにはいかぬだろうと、私はそう思うわけですよ。

それはよくいいたしまして、もう一つは、たとえば私学と官学とは大蔵政府の助成あるいは税の問題、ことに私学の私費ですね、私財の提供者に対する課税問題とか、そういうようなものの取り扱いとしては、大蔵当局は現在どうなつておつて、それから将来どういうふうに取り扱おうとしていきますか。

○政府委員(高木文雄君) 私学に対して、個人もしくは法人から出されました寄付については、いわゆる指定寄付ということで課税上優遇といいますが、非課税扱いになるわけでございます。

○横川正市君 これは、たとえば私学に対する私財の提供というのは全部非課税ですか。

○政府委員(高木文雄君) 私学が、たとえば寄付を集められました場合に、寄付の中で、たとえば入学に關してなしたと認められる寄付は、これはだめだということになつておりますし、それから一種の、たとえば広告宣伝の目的につながるというふうなものであれば、それはだめだということがあります、いわゆる純粋の寄付ということであればよろしいわけでございます。

○横川正市君 私は、私財の寄付による、今日私学の経営という、私学振興という問題から勘案してみても、その実際上の経営状態を見て改善すべき幾多の問題点があると思ふんです。ですから、こういうような場合ですね、今日の社会制度の中でも、たとえば私学の経営とか、あるいは社会福祉であるとか、あるいは医療機関であるとか、そういうようなものは特設な税措置というものが必要だと、こう思いますけれども、大蔵大臣はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 一般論としては、ただいまお話しのような場合には、税制上特別な扱いで、課税がないという方向で進んでよろし

いんだらうと思ひます。ただ実は、特定の企業と関係のある方が、特定の学校をつくられるというふうなことがありまして、そこで、その企業の利益を、非常に密接な関係のある私学の方に寄付をされるというふうな場合が事実ありますので、寄付については、ある寄付のうち、特定の方が巨額に出されるということについては、それはだめですというふうな制限がついております。

それから社会福祉施設等につきましても、申し上げますと非常に長くなりますので、簡単に申し上げますが、一般論としては、当然通常の場合とは違ふ扱いにはいたしておりますが、それに伴う実は課税上公平上のまた弊害が伴つてまいりますので、いろいろ規制をしておると、無条件ということにはなつていないということでございます。

○横川正市君 いま言ったようないろいろな問題が提起をされても、実は的確に総理府あるいは朝日新聞がいろいろ世論調査をした世論の中のおもだった問題に、具体的な答えというものは出ないんですよ。ですから、これはぜひひとつ、単なるPRということよりか、具体的な政策で答えていただくようお願いをして、それでその中に、納めた税金はさつぱり国民生活に還元されていらないではないかというふうな意味の批判、これは第一ですね。それから明らかに、あらぬところに消えていっているではないか、非常にむだが多いではないかというふうな批判、自分たちの税金というものは、一体何のために納めていんだかさつぱりわからぬというふうな、そういう批判ですね、こういうふうな、この重税感というものは、政治そのものの批判でもあり、あるいはまた税に対する不公平感でもあるわけですから、これに的確な答えを出していただくように、それから私、できれば納税する側からすれば、いや、おれはもう年とつたら、こういうふうになるんだというふうな、一つの安心感が制度の中の確にされている、あるいは今日の生活の中で、そういう不安感を持たずに生活ができる、こういうふうな意味の裏づけが

あつて、初めて重税感というものは取り除かれるようになると、こう思うわけですが、その点でぜひ当局も特設な努力をしていただきたい、こういうふうな思ひます。

引き続いてきょうはずっとこういう質問をする予定でしたが、ちよつと私のほうの時間が、次の回までなくなつてしまつたので、次回に譲りたいと思ひます。非常に抽象的ですが、最後の締めくくりに答えていただいて、きょうはこの辺でやめておきます。

○國務大臣(水田三喜男君) たとえばこの年金制度がもう少し成熟いたしましたという、初めて国民は掛け金の負担というものがはつきり、何にこれがなるかということがわかりますので、いまおっしゃられたような、この負担感ということについては非常に違つてくると思ひます。拠出制が行なわれておりながら、まだこの年金受給者が非常に少ないというふうなときですから、こういう点においても、いま過渡的ないろんなそういう税の重税感というものはあると思ひます。ですから、本来ならこれは目的税なら一番はつきりすると思ひます。何のためにガソリン税を納めているかといつたら、それがそのまま道路になるんですから、これは、この税はどへいくかということでは、国民にはつきりわかりますのでいいんです、しかし税を全部、弾力性のない目的税にするわけにはまいりませんので、かわりに、まあこれは私の私案で別に役所の考えではございませぬが、将来の国民福祉の向上というものとからんで、できたら、たとえば間接税というふうなもの、それは大体において国民のそういう福祉的なものに使われていんだということが、何か国民にわかるように、金額が符合するとか、あるいはそうじゃないに、もっとこれが密接にわかりやすく結びついた形のものになつていくか、何かそこで、PRじゃなくて、事実上国民が、この自分たちの税負担がどこにいくか、どう使われているかというものがもう少し、はだで感じられるような税の仕組みというものを、今後これは考えないと

いうと、福祉国家をつくるための負担増というふうな方向への踏み切りがつかなくなつていくということが考えられますので、そういう点では十分くふうをこらすといひます、一段の考慮を払わなければいけないんじゃないかというふうなことも考えます。

○戸田菊雄君 横川委員に続いて若干質問しておきたいと思ひます。

第一点は、今回の税制改正の主要点である法人税法の問題について伺ひます。これは「付加税率の延長」ということで「ファイナンス」の三月号ですか、その文章でいろいろ説明されておりますが、これによつても明らかになつて、現在の法人税法では基本税率が三五%、これが原則ですね。それが特別措置法で五%の増し、こういふことになつて、適用税率三六・七五%、こういふことにおつたわけですね。これが四十五年度の税制改正で二年間延長して、四十七年の四月に本来ならこの延長期間が切れていく、これをさらに二年間延長に持ち込んだというのが、法人税改正の今回の特徴点だらうと思ひます。そういうことになつて、さらに諸外国との対比においても、これは「ファイナンス」の二ページに明確にされております。たとえば各国の基本税率は、アメリカが四八%、イギリスで四〇%、西ドイツ五一%、フランスが五〇%、こういうことですから、いずれにしても、日本の現行法人税率よりは相当高額になつていくことは明らかです。そこで、二年間延長したのは一体どういふことかというところで理由づけがあるわけですね。それはこういうことをいっているわけですね。二年後の現時点の経済情勢は、景気の停滞が続いて付加税率が導入された当時は六・七五%といふものは二年間延長する、こういうことをいっているわけですね。理由をここに求めている。もう一つは、二二ページに明確になつておるのですが、税制調査会の長期答申は、企業の税負担は少なくとも現状を維持すべきである。この税調と経済情勢と、こういう二本柱を土台にし

て、今回も二年間延長したというのが、政府の偽らざる説明の骨格になっておる。ところが、国税庁発表の資本金一億円以上の法人の場合です、一九七一年、この年間申告所得額が四兆一千三百九十六億、わずかに前年比二・二％の減少しか見えていない。それは、いまの国際収支全体をはかつて見ても、八月のドルショック以来たいへんな差損の手当で、いろいろなことで企業に対しては至れり尽くせりの補償を政府はとっている。これはたいへんなことになると、こう言ってきた。しかし、一貫して国際収支全体を見ても、日本貿易の場合で、一九七一年度が八十六億ドルと、これはいままでの委員会での議論されてきていて、からそう詳しく申し上げませんが、国際収支全体では八十六億ドル黒字、七一年の三月をとってみ

ますと百七十六億ドルとなつています。四月になつて若干減少して百五十六億ドルですから、二十億ドル見当減少したことは間違いない。しかし、七二年度中におよそ二百億ドル、いままでの議論でも大臣はじめこれは肯定している点です。だから、当面新門対策をとって、緊急措置法をいま国会終盤になつて出して審議している、こういう状況まで実はなつてきた。従来、八八項目対策というものを立てたけれども、これは実行しずまいで終わってしまったわけでしょう。今回の新門対策の緊急措置法、どれだけの効果があるかはこれから状況を見なければわかりませんが、この法案自体国会で成立するか、それも保証の限りではありません。

いずれにしても、この法人税率改正になつた情勢展望に対する政府の見方というものは、この「フアイナンス」に明確にされている方針なんです。国税庁発表でいまして、法人の年間の申告所得額、これは利潤率においてわずかに二・二％の減少でしょう。まさしく利潤の高水準横ばい状況というのが実態である。こういうことからいくとするならば、やはりこういう情勢の見方に政府の誤りないし甘さがあつたんじゃないかということが一つ。もう一つは、諸外国その他からいつ

も、法人税というものは、いままでの各委員の質問に対して主税局長が答弁されているとおり、現行の四〇％を最高に、六段階というものは今後検討しなければいけない、どういう検討をするか具体的に示されていません。

【理事柴田栄君退席、委員長着席】
いずれにいたしましても、この財政需要増大の中において、多くの税制の中に求める税収、財政需要というものは高まってきているわけですから、当然ここに一つの焦点を合わせて、今後の税制全体のやはり検討というようなことはやっとならぬんじゃないかと思うんですが、この点についてひとつ大臣の明快な今後の見通し、当面の法人税改正に対する矛盾点、こういうものに対して見解を伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 法人税については、税制調査会の答申にもござりますように、方向としては、所得税そのほかと違つて、減税を年々すべき性質のものではないというところは言えると思いますが、今年度税制改正におきましては、いまの経済事情から見まして、特例措置を継続する必要があるという状態がまだ現在続いているものでござりますから、今回は根本的な所得税の改正というようなものには入りませんが、このいまの状態が一応済んで、一・七五％のこの期限がくるといふときを期して、法人税についてはもう一ぺん再検討しなければならぬというふうに考へます。

○戸田菊雄君 ですから、ここでもいつているように、いま大臣が言われた再検討はしなければいけない、個々の税制を考へる場合にですね。言っている再検討の方向はどういう方向にいくんですか。いざば諸外国に比して低いから、あるいは、いま言ったように、高水準の利潤、法人企業で一億円以上という、そういうものは非常に高額の利潤を生んでいる、そういうことから、上げなければいけないというところで検討されていくのか。それともまた、現行のように、特例措置等に基づいたそういうものを期間延長していくのか、ある

いは抜本的に、主税局長が言うように六段階方式というものはまずいから、これを見直しをして総点検をして、いずれにしても、財政需要なり他の税目と比較をして均衡を失しないという立場から見きわめていくのか。いろんなケースが考えられると思ひますけれども、その前途に対する考えは一体どうなんですか。その辺をちょっと聞かしていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 税制調査会の方向は、将来は引き上げの方向という方向が示されておりますので、この方向で検討することになるうかと思ひます。

○戸田菊雄君 あと二点ほど伺ひしておきますが、その第一点は、いままでの大臣との質問で、おおよその今後の七〇年代に向けての税に対する政府の考え方というものはほぼ出尽くした。その一つは何かといへば、付加価値税の導入、あるいはガンブル税の創設、いずれにしてもそういう目的税的なものを大量に採用して、今後の税全体の増収体制というものをはかつていく。これは今後期待されるいわゆる高福祉高負担、いわば社会資本の充実その他の関係も含めて税に対する今後の政府の考えはおおむね出尽くしたと思ひます。いずれにしても、私は増税対策だと思ひます。いづれにしても、私は増税対策だと思ひます。原則的立場は何かといへば、やはり税法上はできるだけ目的税等は縮減しなさいというのがたてまえなんですね。これと大きく私は相矛盾するようになつていくのだらうと思ひます。そういう点について大臣は、基本的に今後の税制のあり方をどういうふうにお考えか。その見解をひとつ示していただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、いま政府は、新しい経済社会発展計画というふうなものをも策定することと取り組んでおりますが、やはりこれを基準にして考えないと、税についての考え方もほんとうは固まらぬというふうには私は考へておりますので、もし今後、国民福祉の向上を中心とした財政需要がどういう形をとつて出て

くるであらうかというふうな、この全貌が大体わかるようになってきますというところ、それによつて今後の経済見通しとからんだ財源対策というものは立てられる。その財源対策は、これは単純ではなくて、方法がたつたかんあるうかと思ひます。この需要に対処するための財源対策は、高福祉高負担といわれておりますが、この財政需要がそう多くないというふうなことでしたら、御承知のように、いまの税制でも、税収の弾性値といふのは相当強いんですから、少しぐらいの財政需要が多くなるといふ程度でしたら、別に特別の増税をしなればならぬという必要は出てこないかもしれせんし、また、やはり高福祉に対して高負担がなければこれは実現できないというところでしたら、高負担のあり方としましてはまたいろいろある。今回の金利水準の引き下げといふものも、この高福祉に対する高負担の一つの形だといふふうには私は考へております。国民が預金金利について、たとえば百万円について月四百分の金利が下がること、この負担をするといふことは、これによつて今後日本の福祉向上が格段に進むこれは道をつくることとござりますので、これによつて、この利得は国民にもっと大きいものとなつて私は返つてくるものだらうと思ひますが、これも高福祉に対する負担の一つの形で、税に限つたことではないと思ひます。同時に、社会保険に対する負担も、これは高福祉に対する一つの負担の形でござりますので、したがって、そういうものを勘案しますといふと、税が分担する分がどういう形、どの程度のものであつていいかというふうなものも、この際、いま言った経済見通し、それに伴う今後の財政需要の姿というふうなものが一応描かれてからでないか、私は今後の税制についての本格的な構想が固まらないんじやないかというふうな考へておりますので、これを見てから、そういう問題、それから付加価値税の問題、これのあり方についても、こういう問題が目鼻がついてから真剣な取り組み方をしてみたいというふうな考へております。

○戸田菊雄君 どうも、大臣、いつもそこへくるとお茶を濁すようなんですけれども、結局、社会発展計画、これを隠れみのとして、逃げを打つというか、そういうところが多いんじゃないかと思えます。しかれば、その社会発展計画の見直しを

しなければいけないというのは、大臣いまでも主張されるわけですが、一体、いつごろこの社会発展計画を見直しをして策定するつもりなのか。今度策定される社会発展計画というのは、新々、いわゆるダブル新の社会発展計画ということになると思いますが、いつごろまでにそれが策定される、そして税制、財政その他の一般的な基本政策というものが盛り込まれるのか、どういう構想に立たれているのか、その辺の見解をひとつお示し願いたい。私はいずれにしても、税制全体としては、いままでの質問の中でやや出尽くした、構想というものは、私はそういうものが必然的に社会発展計画の中に基礎的な政策としてうたわれていくと思うんです。その辺はそういう理解でよろしゅうございますか。時期的にはいつごろですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今年度の経験で、私どもは、来年度の防衛予算のときには防衛計画を確立しておかなければいけないというふうに考えます。この計画のないままに予算を組んだことで、本年度はいろいろな混乱を生みましたので、来年はこの混乱は避けたいと考えます。そういういたしますという、各省が予算の概算要求をする月は八月でございますので、概算要求ができるようにいまの計画をつくりたいということで、非常に關係当局に督勵をいままですておったところでございますが、いまのところでは非常に作業がむずかしい。夏までにはこれはできないと。どうしても九月以降になるとというのが、いまのところ企画庁の見方でございますので、私は、やはり十月前後でなければんとうの計画はできないんじゃないかというふうに考えております。そうしますという、防衛予算についてのいろいろな問題が出てきますが、しかし、大筋の姿が出てまいりませ

ば、これは対処する方法はございますので何とかやれると思いますが、これを各政策の基準にするというための計数的なほんとうの整理ができるというものは、ある程度やはりおくれるんじゃないかと思っております。

○戸田菊雄君 時期的な判断については大体了解をするのであります。いづれにしても、今通常国会が終わって、新内閣の決定が七月になるかどうかわかりませんが、それにも間に合わない。そうすると、勢い、次の臨時国会、この辺を大体想定されている。あるいは時期的には、いづれにしても十月後になるかわかりませんが、その辺を大臣としては考えておると、こういうことでありますから、ぜひ私は、要望として、かりに増税態勢をどうしてもとらなければいけないと、そういう場合であっても、いままで政府が主張してきた高福祉政策というものを明確化していただきたい。従来のように、たとえば開発銀行の融資政策を見ても、あるいは租税特別措置関係を見ても、もう十重二十重に、現行の税制・金融対策というものは一貫して大企業中心にした優先方式をとっておる

んですね。そのすべての犠牲をしわ寄せされているのが国民大衆なんです。そういうものに対する反感というものが、いまたいへんな政治不信になつて渦巻いている。これは私は、このまま推移すれば、もっと大きなそういう怒濤がやってくるような気がする。もう少し、この点について——いみじくも佐藤総理や大臣も言われておるうちに、ほんとうの意味での発想の転換というか、そういうものをやはり社会発展計画の中に、われわれが理解できる程度十分に導入をしていただきたい。このことを私はこの機会に要望しておきたいと思います。

最後に一点だけ。午前中のわが党の竹田委員の質問に対して、今回の政策の一つの主要点、目玉商品というのは老人対策だと、こういうことで、四十七年度の老人対策に対する大蔵の答弁があったのですが、今回の所得の、いわば扶養控除の問題についても一応十四万円から二万円、二人の場

合については四万円の特例控除をされる。増分控除がされる、こういうことで計算がなされている。ただし、老人対策といっても、態様が制度ごとと非常に違うんですね。税制の立場でいうならば、これは所得税法の第二条定義によって、老年

者といふことばを使つておりますが、老人とは言つておりませんが、老年者に対しては年齢六十五歳、所得において総所得が五百万以下、こういう者に対しては課税しないとして、一方、取るほうは、そういう制度を明らかにしている。しかし、恩典を与えようという——恩典じやないのですね。当然社会保障として国がやるべきそういうう控除体制については、適用年齢が七十歳。厚生省の老人福祉課長に聞きましたら、政府一体としての老人に対する年齢の定めや、そういうものの定義はいまだに確定しておらぬ。したがって、国民年金に対しては、あるものは六十五歳適用、あるいは医療無料に対しては七十歳適用、あるいは地方自治体を見ますと、財源によって、あるところは八十歳以上、七十五歳、こういう種々さまざま、同じ政府の施策運用の中において、非常にば

らば、現状がいま存在しておるわけです。ですから、ほんとうに政府が今次四十七年度予算の中において、おそらく今後十年くらいの見通しでは、一億総人口の中で二千万人くらいを占めるのだらう、そういうものを目玉商品として力を入れてやっていくというならば、この辺の問題から、政府の画一的な一つの対応措置というものが出てきてけっこうじゃないか。税制において、国民年金に対して適用する六十五歳なら六十五歳。あるいは定義でいう六十五歳なら六十五歳。こういうこととで一律に適用方式をとって、制度上としてはいい。まず一挙にそこまではないかとするならば、今後十年計画でこうなっていくですよと、それこそまさしく老人に対する長期展望に立った策定計画といふものはあつてしかるべきです。そうでないと、どうもいまの政治というものは、口ではいろいろいふけれども、一向に実効が上がる、ない。こういうところにまた国民からの反感、

政治不信というものが非常に大きくなる、こういう状態であります。こういういわば老人対策全般について、ことに税制上どういう考えを大臣として持っておられるか。今後の見通し、そういうものに對する検討内容というものはどういう方向

でいくのか、この辺の見解をひとつ聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 先日もし上げましたように、老人の年齢につきましては、税制においても、その他の社会保障制度のほうにおいても、まちまちになっておりますが、今度の医療のほうに無料化という措置をとるときには、やはり年齢七十歳にすべきか、六十五歳以上にすべきか、非常に議論がございましたが、他の制度で七十歳以上ということになっているところが多うございますので、この際はそれに歩調をそろえることにいたしました。かたがた、財政上の理由もございましたが、他に類似の制度が七十歳ということになっておりますので、それと歩調をそろえたわけでございしますが、しかし、老人の医療の無料化というような問題については、できるだけ六十五歳から

にしたいというのが、これはもう全体の希望でございまして、将来は六十五歳にするということとで、一応のめどにすると、いつからぞきめてございますので、したがって、いつからぞういうふうにするかというめどを、今後私どもはやはり立てなければいけないと思います。何年くらいたったらこれができるかというふうな一つのめども、これから社会保障計画の一環としてつくらなければと思いますが、そうなりますというのと、それ一つじゃなくて、他に関連する老人対策も歩調をそろえることになるでございましょうし、したがって、税制における年齢についても、やはりこれに歩調をそろえた措置が考えられなければならぬと思いますので、将来おっしゃられるように、めどはぜひ至急に立てたいというふうな考えております。

○鈴木一弘君 この税法の改正、これにあたって、当然のことですけれども、これからの

先のわが国の経済の問題がなければならぬわけですが、景気の実態、それから経済の実際、これは大蔵大臣は、今後どういふふうに見通されていくという見通しでございませうか。これは当初予算ができたときの情勢とはだいぶ変わってきております。それをまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 当初予算ができたときは、御承知のとおり、今年度の経済成長七・二%というのを一応目標にするというところでございしましたが、実は予算編成当時におけるいろいろな経済指標を見ましても、各方面から集めた資料を見ましても、はたしてこの成長率の達成ができるかどうかというのを私どもは自信がございませんでした。一抹の不安を持っておりますが、最近になりましてようやくこの不景気、断続の不況というふうな心配もとれて、底固めができた。これ以上の落ち込みはない。いままでの財政金融措置でそれこそ下ささげができた。したがって、新予算の発足によって、今度は景気の浮揚を、緩慢であつても浮揚を築くことができるだろうという見通しがようやくいまだ得られるということになりましたので、いまの状態でございますというところ、よほど最初の、所期の期待のような経済成長が見込まれるのじゃないかというふうな、あの当時の予想が大体狂わないでいくのじゃないかという程度に、いまわれわれ考へてるところでございませう。

○鈴木一弘君 そこで、その問題と関連したことは大臣のいままでの答弁だと思ひますけれども、景気がそうなる、底入れをしたのではないかと、こういういままでの経済政策が、財政政策等で底入れをしたから、これからだんだん回復してくるだろう。そうなる、これから先さらに景気回復の引き金を引く必要がない、そう極端に言つてしまつていかどうか問題でございませう。言へば、これから先、景気回復のための補正予算を組むとか、あるいは年内減税と言ひましようか、そういう減税というものを、所得減税を考へる必要

というものが、景気回復の面から見ただけではないのだというふうな、そういうニュアンスの御答弁があつたのでございませうが、そのとおりに受け取つておいてよろしいのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) とにかく予算は通過して動き出したところでございませうから、あとは予算に付随して、金融政策をさらに加味し、それから貿易、資本そのほかの自由化をさらに一歩進めて、輸入の増進をはかるということ、そのほか一連の今後まだ打つべき余地のある政策を打つて補充していくのなら、いま始まつたばかりの予算の補正とか、そういうものに手をつけるというよりも、まだそれを考へることも早い、もう少し推移を見守つて間に合うこととございませうので、そのほかのこと、まだやるべくしてやられてないものだけを急ぐというものが、大体今年度の七項目の対策ということとございませう。

○鈴木一弘君 この間からの答弁で、年内の推移を見て、明年度の減税にするか、年内減税にするか考へたいと、こういう御答弁だつたのです。その景気回復のことが至上目的であつたとすれば、いままでのところで底入れはしたというふうな御答弁からだ、これは当然年内はないんじゃないかというふうな思ひまわらないかと思ひます。いわけなんです、その点で伺つてみたいと思ひます。減税のほうはこの間の答弁と少しも変わらなかつたことですか、それともどうしうしろへ後退していかうでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ大体現内閣も来年度の予算編成まで続く見通しもなさそうでございます。したがつて、それがらにいつての方針は、また新しい内閣がいろいろきめていい問題だと思ひますので、少なくとも現内閣に関する限りは、まあ予算が通過したばかりであつて、そういう問題はいまのところ考へていないというのが實際でございませう。

○鈴木一弘君 大蔵大臣の答弁というのは、内閣が変更になつても、ならなくてもそう変わるものが

ではないだろう、基本方針の話ですから。ただいまの答弁を伺つてみると、政治的な理由で、いわゆる経済的な理由とか、国民経済の上の問題ではなくて、政治的な理由で減税もあり得れば、政治的な理由で年内所得減税のない場合もあり得る、こういうふうな受け取れるわけとございませうが、そのとおりでございませうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 政治的にはございませんで、要するに時期の問題であらうと思ひます。この時期のもう少し推移を見ないと、経済の動きもわかりませんで、その動きを見きわめるときまで時間があるのだというふうなことを言つたんですが、その時間がなさそうだということを言つただけでございまして、時間があれば要するに推移を見てきめるべき問題だと思ひます。

○鈴木一弘君 これは——何だか質問する気がなくなつてしまひましたが、そういう感じが非常に強くなつて残念なんですけれども……。まあちよつと戻つてまいりますが、需給ギャップについて、これは現在の程度とお見込みになられますか。そのギャップが縮小していくというのについて、確かな証拠、そういうものがあつたらひとつ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) この需給ギャップは、業種別にまちまちであるということとございまして、鉄鋼、繊維、石油化学、こういうものを中心とした、いわゆる素材産業部門といわれておる部分におきましては、四兆円以上の需給ギャップがあるという計算をいろいろされております。反対にもう最終消費段階に近いような部門のこの非製造業種においては、すでにもう需給が逼迫しているというふうなものも見られるというふうなことで、もう業種によつてまちまちでございませうが、しかし、今年度の不況の回復の過程というものは、そういう大企業から回復してきて、その効果が他の産業に浸透するというこの型はとらないで、ほかの方面からの景気回復ということ

が、最後にはそういう素材産業の不況の解決にも波及していくというふうな、いままでと違つた形

の景気回復の型をとるんじゃないかというふうな私どもはいま考へております。

○鈴木一弘君 そうすると、いままでのような設備投資の回復、景気の上昇と、そういうような形じゃなくということとございませうね、一つのパターンとしては。はたしてそのとおりで、秋ごろまでには大臣の言つたとおり回復の見通しがあるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) そういう方向が考へられるということになりますと、景気回復はやはり相当緩慢なものになるということが見通されますので、そうしますと、これを促進する方法としては、国民の消費支出の部面——住宅ローン、消費ローンのこの活発化というふうな面に期待しなければならぬということも考へられますし、そうしますと、一般金利水準の問題が出てくるということで、金利政策をここに加えるなら、こういう点において格段の私は推進力が発揮されるのじゃないかというふうな考へます。

○鈴木一弘君 まあ大臣のお話を聞いてみると、結局金利の問題になると思ひます。この間は目玉か、目玉じゃないかということについては確たる御返事がなくて、重要なものが金利の引き下げであるというお話だつたのですが、いまのを聞いておきますと、完全な目玉が金利引き下げ、円対策の七項目でもそういうふうな受け取られるわけなんです。それは別にしましても、ひとつここで伺いたいのですが、そういういまの不況のもとで、これは非常にこのところ大きく問題になると思ひます。金融の超緩和という状態。それが御承知のような土地の投機、そのほか株式の投機ということが異常に大きくなつてゐるのではないかと。これは一つは産業界自身の安定成長というふうな意識とは非常に違ひがある、そういう感じなんでありませうけれども、はつきり申し上げて、今回の異常な株価の暴落ですね、このままではいけませんという、これはちよつと古今未曾有のような株価になるのではないかと。もう三千五百円どころか、ダウ平均が四千円台になるだろうと、その次には猛烈

な反落をするであろうというようないろんなことが言われております。この点については大臣はどういう見通しをなさいますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 株式のこの株価上昇について、私も非常に注目しております。もしここに御心配な様子が出てくるというようなことでございしたら、これは考えなければなりません。毎日この問題は注意深く見ておるところでございますが、いまのところ、最近信用取引をやや若干いまではいろいろな要素が見られるようになりましたが、いままでは、もうこの信用取引は少しもふえておりませんし、したがって、この融資の残高も少しもふえていないというようなことで、特に株式投機化の心配というような面もございせん。ただ各証券会社についていろいろな点で注意をしながらやってきたのでございせん。しかし、背景としては、もう金融緩和という大きな背景があります。最近金利の低下問題が云々されてきたので、これも一つの株価上昇の背景になっております。また一応その不況の底入れがどうのといわれておりますので、企業底入れというムードがやはり出てきて、これが株価に相当の影響を与えているものと思ひます。また安定株主工作が各企業間に行なわれておりますので、したがって、株式の需給関係が逼迫しているというようなことから、そう心配する要素はないと言ひながら、こういうことを背景にして少しづつ上げていく、そしてまた外国の株式の売買のぐあいを見ましても、買ひのほうは売りよりも多くなっているというようないろんな事情があつて、株が上がつていくというところとございまして、まあ金融機関ができるだけ株式を持つというところについては、やはりここである程度自重してほしいとか、あるいは無配株のほかに、特に各証券会社が勧誘をするというような、そういう態度は自粛してくれとか、あらゆることでこの証券行政としてはやり得る手を使つて、もう十分気をつけてはおりますが、この株式はなかなかいまところ下がる要素がない

というのが実情でございます。

○鈴木一弘君 いま下がる要素がないと、大臣の答弁の中ではとんと言ひ尽くされたかのように思ふんですけれども、確かに金融筋からかなり入っているのではないかと。そういうことが株価があつたに上がつたり、大臣の答弁にあつた無配会社の株価があんなに上がるなどということは、想像もできないようなことが現実に行なわれております。結局この次の反落があつたときに損をするのが大衆投資家であるということ、そういうことがわかりまふし、あるいは資金の運用も十分でないような中小企業関係が大きな危険をかぶらなければならぬというところになるわけですね。いまの大臣の御答弁だと、一生懸命やっておるけれども十分じゃない、効果があらならないで困つていて、いまだ話でありますけれども、さらにそれを強力に何か推し進めていくこと、こういうような、手をこまねいておるわけじゃないでしようけれども、われわれから見ると、こまねいておるような感じを受けるわけですね。その点は何か手を打たれる方針がございせんか、いま。

○説明員(大谷邦夫君) ただいまの状況は、大臣からの御説明のとおりでございますが、われわれといたしましては、毎日のように株価の状況を見ておりまして、必要に応じて証券会社を呼び、実は本日と呼び出してありますが、たとえば最近五日間で百円上がったけれども、テンポが速いんじゃないかということもありまして、最近の営業態度等を聴取するため本日と呼び出してしております。このように始終その様子を見ながら手を打っております。必要があれば今後とも打つつもりであります。

○鈴木一弘君 具体的なのはどういふふうに持っていくんですか。ただ呼び出していろいろ、これ困るじゃないかと、こういうことを言っているだけであるというところでありまふか。

○説明員(大谷邦夫君) たとえば二、三月ごろのいわゆる金融機関あるいは事業法人の買ひが多かつたというときに對しましては、証券会社に、

あまりそういうところに勧誘しない、し過ぎることのないようにという注意をいたしましたし、あるいは先月中旬あたりのいわゆる注意株、無配株が上がつたときに、また呼び出して注意をいたしました結果、数字的に見ますと、ある程度改善のあとが見えております。たとえば無配株、注意株といふものも、五月の下旬からやや落ちついたようございまして、かつまた大臣の話にもありましたが、信用取引といふものは依然として三十数%、そう大きくふえておる様子はないと、いふことがございまして、ただ注意と申しますが、全然無意味あるいはきき目のないものではございせん。ある程度の効果はあると思ひますが、なお株価の状況によりましては、いろいろ規制の手段、方法もなおございまして、それを場合によつては発動することもあると思ひます。ただ、どういふときにどういふ手を打つかというの、これはまあ営業上ではございせんが、証券行政上の問題でございまして、ちょっと説明は差し控えていたかと思ひます。

○鈴木一弘君 で、これは大臣、前回も円の七項目の対策で何つたわけですね。景気浮揚と円対策の問題七項目、この中にいまの、たとえば株式市場の行き過ぎといったような投機の防止策であるとか、あるいははつきり申し上げて、前回所得減税というのを繰り込むのは当然だったろうと申し上げたんですが、そのほかにもあと、週休二日制の採用というやうなことで、そういうこと、あるいは住宅、教育、まあこういうところへのきこまかな重要施策を繰り込むというやうなことが、私は円対策の中で非常に大事なことになるんじゃないかと思ひます。どういふ点、まあはつきり申し上げてあの中に入つてなかつたか、これで、はつきり景気浮揚とか、円の再切り上げ防止といふことができるだろうかといふ不安を非常に持たされるわけですね。だから、われわれのほうから再切り上げなんという言ひは、たかぬないことであるけれども、そういう心配

があるのですが、その点はどうかお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いずれにいたしましても、円の再切り上げという心配はもう当分これはございせん。それは、その心配で対策をしていふのはございせん。別個のこの対策でございまして、円再切り上げといふことは、いまの経済状態から見ましても、心配されるようなことは全然ございせん。

○鈴木一弘君 再切り上げ云々はあれですけれども、いま申し上げたやうな週休二日制とか、そういうことを、円対策等の中には、あるいは株価の問題、お入れにならなかつたわけでありまふけれども、その点は総合的な政策の中に含めて進めるようにしないかといふことはいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今後は、当面のこの対策、緊急対策といふ問題ではなくて、今後の経済政策の総合的な問題として、こういう問題はこれから検討するべき問題だと思ひます。

○鈴木一弘君 所得税のこと、一つ伺いたんですが、所得税のいわゆる非課税所得の問題であります。非課税所得の中で、法律の第九条第一項で、いわゆる通勤手当の問題であります。四十五年に改正して以来動いてないわけでありまして、これは今回は、この通勤のための交通機関等の通勤手当ですね、通勤手当の非課税がいままで四千二百円が限度額になつておるわけでありまして、自転車その他はかでは限度額千四百円ということになつておるんですが、これについては、今回はこの政令はいじくる予定でございまして、また、その予定ではどのくらいになる予定かお伺ひいたしたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 従来通勤手当の非課税限度をきめますときの一つの目安といたしましては、結果的には公務員に支給されます通勤手当の額というのを目安になつております。なぜ公務員に支給されます通勤手当の額が目安になつているかといふと、これは公務員に対する通勤手当の額をきめます際に、人事院のほうで民間給与を

調べる、民間給与の実態を調べた上で、その平均的なものといえますか、妥当な線を出す、それを前提にして、公務員の給与の前提となる通勤手当をきめておる、こういうことでございます。そこで、私も実は人事院の調査を、いわば間接法で拝借しておるという形でそれを基準にしておるわけでありまして、したがって、ことしの勧告でどういふことになりましたか、全くまだいふ先のことでございますのでわかりませんが、現在のところでは、その勧告があれば別でございますけれども、現在のところではそれを變更する予定はないわけでございます。

○鈴木一弘君 これは改正されたのが四十一年それから四十二年、四十五年と、二年おきに改正されてきているわけです。また運賃の値上げの問題、そのほかこれありというときです、これが改正されないというのは、どうしても私は納得できないんですけれども、この点はいかがでございますか。

○政府委員(高木文雄君) 二年ごとに直つてまいりましたのは、実はいま申し上げましたように、人事院勧告によって二年ごとに直つてきた、つまり合わせてきたのでございますが、また国鉄の運賃がもし改正されまして、それとの関連で通勤手当もまた直つていくことがありますれば、従来の例に徴しますれば直すことになるかと思ひます。

○鈴木一弘君 そうすると、大体どのくらいになりそうかという試算は、いまのところはおありにならないんですか。

○政府委員(高木文雄君) 私のほうではいまのところやっております。

○鈴木一弘君 次はもう一つ、これはこまかいこととあれですが、寡婦控除の問題であります、寡婦の範囲の問題であります。これが法律で、その政令の中できまつておりますけれども、死別の場合、離婚した場合あるいは生死不明とか、いわゆる戦争そのほかではっきりしている場合とか、こうありますが、生別であつて離婚は正式にして

ない、しかし、もう寡婦と同じであると、こういう場合もかなりあるわけでありまして。そういう場合は、どういふふうになつておりますか。その点のことをほんとうにこれは考えていかなければいけないではないかと、こういうふうに思ふんであります。

○政府委員(高木文雄君) 現在のところは法律上離婚というか、そういう状態でなければだめだといふことで、まあ立証方法等の都合もございまして、そういうことで、法律上のその婦人の地位ということによつております。

○鈴木一弘君 ですから私は、そうじゃなくて、たとえばまあ離婚をしていても書類は出てない、だけれども、子供をすでに引き取つてやつていかなきゃならぬ、片方の主人のほうからはいかないと、こういう場合もあり得るわけでしょう。その場合に、本人が働いていて、当然寡婦控除を受けられるような通常なら資格があるわけでありまして、届け一片がないということだけで、認められないというところは、ちよつとこれは考えられないんですけれども、そういう点は、これは勘案をしてあげる必要があると思ひますが、いかがでありますか。

○政府委員(高木文雄君) 実情としてはごもつとも思ひますが、まあやつぱりこれは税務行政の面におきまして、どの方か法律上の、税法上の寡婦であるかということ、大ぜいの税務職員が扱ひがばらばらになつては困るわけでありまして、そこに認定の余地が残るというのは非常に問題でありますので、やはり客観的といひますか、判別をつける手だてがないといひないものですか、一応いまそういう法律的地位によつてきめてはわかるわけでありまして、御指摘の点は気持ちとしては、実際問題として、いまの税務行政から申しますと、非常に困難であらうかと思ひます。

○鈴木一弘君 困難なこととはわかるんです。困難なことはわかりますけれども、これは政令でもつてある程度の線を引くことができるわけでありまして、その点は何と考へるべきじゃないかというところが一つです。それから扶養親族のない場合、この場合の寡婦控除というのはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(高木文雄君) 従来は扶養親族がある場合にのみ寡婦控除の適用があつたわけでございますが、今回の改正で、扶養親族がなくても、いわゆる死別であればよろしいといふことで、寡婦控除の概念を若干変へまして広げることになるわけでございます。

○鈴木一弘君 生別の場合にはなくて、死別の場合にはあると、これはどういふわけですか、その根拠というものは。

○政府委員(高木文雄君) 現在この所得税の議論のときに、婦人の地位をどう考へるか、いわば婦人といふのはいろいろな意味で弱者であるところから、いろいろの問題が提起されておるわけでございます。で、御婦人の中に、まあ所得税でございまして、現に所得がある方の問題になるわけでございます。所得がある婦人で、大別してまず結婚経験のある人といひ、それから結婚経験があるが、つまりかつて結婚した人ではあるが、現在單身であるのについて、生別であるか死別であるか、このいわば三種に大別して分かれるわけでありまして、そこで従来は、いわばそういう夫のない、俗に未亡人といふ方で、所得のある方について子供を持つていて、生活について追加費用がかかるであらうからといふ見地から、寡婦控除の制度があつたわけでございますが、今回はそういう見地とや別、そういうかよわい婦人といひますか、そういう角度から見て、何らかの配慮が必要ではないかという角度から、この問題が各方面から寄せられてまいりました。

そこで、どの程度にそれを見るべきかということもいろいろ議論がございました。すべて婦人であれば同じ、男子とはちよつと違うんだという考へ方をとるのか、それとも、やはり結婚経験のない婦人と、結婚経験のある婦人と比べた場合に、

何らかの意味において社会的な弱さといひますか、こういうものが違うといふふうには判断するの、さらにはまた、生別の場合と死別の場合では、つまり死別の場合といひますと、夫がなくなつたあとでも、いろいろ夫の周辺、親兄弟といふようなものの、周辺との関連がいろいろあるもので、社会的に非常に負担が重かるうといふことを考慮するの、かといふあたりがいろいろ議論になつたわけでございます。そこで、それについてはいろいろ実は御議論があつたのでありますが、非常にそれだけの婦人の地位といふものについては、ニュアンスに差があるといひますか、デリケートな差があるのでありまして、そこで、結論的に申しますと、死別の婦人の場合には、なくなつた夫を取り巻くいろいろな家族関係、まわりとの関係で、いろいろ複雑な事情もあらうといふことで、そこを特別な扱いをするといふことに限定するといふことにしたわけでありまして、生別と死別ではたいへん違うといふ考へ方をとるか、あるいは全くそれは生別にするのとはおかしといひ考へ方をとるか、そこは非常にむづかしいところであると思ひますが、まあいろいろ議論を詰めてそこに線を引いたといふことでございます。

○鈴木一弘君 時間がないので私はいまので終わりにいたしますが、非常にむづかしい話で終わつたんですけれども、ひとつ資料の提出をお願いしたいと思ふんですが、それは法人税に關係してですが、製造業と全企業と二つに分けて、製造業と並びに全企業の付加価値額の中に占める租税公課分とか、賃金配分とか、内部留保とか、そういうものの一覽表を、最近の年度までの分を、四、五年度の分だけつこうでありますから資料としてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) ただいまお指図がありました資料につきましては、全部調べられるかどうか。たとえば賃金等はわかりますが、付加価値のうち、いろいろお求めのようにつくられますかどうかかわかりませんが、いろいろの資料を総

合して用意をいたしたいと思ひます。

○栗林卓司君 これまでの御質問と大体同じようなことをお尋ねしなければいけませんけれども、理由は、大臣の御答弁をお伺いして、どうもやはりよくわからない。で、一体どういう税体系にこれから向かっていくのか。これが伺いたい中身なんだし、それがどう向かっていくということがわかれば、それについていろんな意見もあればということで議論をされていくと思うんですけれども、その肝心のところがどうもわからないので、なぜわからないのか一つの例として申し上げてみますと、いま高福祉高負担ということ否定する人はだれもいないと思う。じゃ一体高福祉とは何かということをお伺いしますと、現在検討している新経済社会発展計画を待つて、ですからいまはわからない。当然のこととして高負担の中身もわからない。じゃまるっきりわからないのかといふと、先ほどの御質問のお答えにもありましたように、国民の理解を得る税ということとで考えますと、年金の充実にしても、あるいは社会保険、社会福祉制度の拡大充実にしても、それと何らかのつながりが見える形で見合った間接税のあり方ということも考えていかなければならぬ。じゃ一体それは付加価値税あるいは類似した消費税なのかということになりますと、それは具体的にはまだこれから問題。そうすると一体どこへ向かっていくのかほとんどわからなくなつてしまふ。今日どこへどういう税体系を求めていくのかということをお尋ねするのは無理なんじゃないか。あるいはその点について、こういうたかっこうで税体系を考えていきたいという、政府の見解はお示しただけでいいから。その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 高福祉の内容とか、方向が全くわからないという問題ではございませぬ。もう社会資本の充実とか、あるいは一連の社会保障政策の拡充とか、こういう方向はきまつておりますし、それについてもう制度上は整備され

ておりますので、そのあとは内容をどう整えるか、どう充実されるかという、これから問題が残されていくのでございしますが、その規模、幅といううなものは、結局今後の経済情勢のあり方によって、これはきめざるを得ない。経済がそう大きく伸びないというのに、社会資本をそう経済の実態を無視して大に拡充するわけにはまいりませんので、したがって、その幅とか、やり方は当然やはりこれからの経済の動きに制約されるのでございします。したがって、このいま見通しを立てていくときでございしますから、この見通しができたら、それに応じて、今後の福祉政策についてある程度計画的な作業が初めて進められるというところになりますので、そういう一連のこの姿が描かれてくるようになりますと、初めてこれに對処する財政政策、ことに、そのうちで、税のあり方といううなものをきまつてくるだろうというところを申し上げてございまして、そういうものを無視して、一応税の方を言えというところでしたら、これはたびたび申し上げましたとおり、税制調査会から出ておりますように、今後の財政需要については、ある程度法人税がまだ負担する余地があるといううなこと、所得税は、これは今後やはりもっと減税の方をとりていくべきものというところ、それから間接税と直接税のこの比率の問題について、間接税が非常に比率が低下していることについての均衡を考へることがいといふことになりますので、そうしますといふと、今後の税体系の問題の中で、間接税についてのいろいろな考慮が払われるべきことは、税制改正の一つの方向であるといふことは一応考えられますが、さてその場合に、いま問題となつておりますたえは付加価値税といううな問題も、高福祉の内容によつて、その高福祉を実現するため負担が、全部いまの間接税にみんなかかるべきものとは限りませぬし、いまの財政のうちで、相当改革して余力を出せる部門というものもずいぶんあると思ひます。そういう問題とからみましますし、それから国費で持つものと、それから保険制

度によつて運営されるべきものと、こういうやは保障制度についての一つのはっきりしたこの区分けもして、これに基づいて、税ではないが、社会保険料として負担すべき部門というものの勘案で、税の負担もきまつてくる問題でございしますし、一連のそういう問題を、ほんとに全貌を描き得るときは、やはり今後の経済成長のこの見通しといううなものと関連する。そうでない、本物ができないといふことを申ししたもので、大体的な方向を言えといふんでしたら、一応私はその方向というのをおぼろげながらこれは言うことができませんが、しかし、これは、具体的なものにならなかつたら、ほんとうの施策になりませんので、したがって、まあこの企画庁でいま作業しているこの作業を、私もほんとうの総力をあげて急いでいるといふところでございます。

○栗林卓司君 どのような規模の福祉政策になるかといふことは、これは具体的な政策が積み上げられないとわからないと思ひますし、それに対する税源をどうやって求めていくのか、そのときの具体的なこまかい姿といふことは、当然いまだわからないといふことは、御返答のとおりだと思ひます。ただ、それは言ひながら、やはり少しおからぬといふ気持ちが残りますのは、たとえば税調の答申で、所得税については減税の方で考へていかなければいけない。法人税については高めていく方向になるかもしれない。間接税は増徴あるいは見直しの方向にいくかもしれない。そういう変化と、先ほどお答えになりましたいまの税制の弾性値といふのは高い。したがって、いまのままの制度でも、福祉政策の財源がもうまかなえるかもしれないという御発言が、どうも一緒にかみ合わない。そこで、元来税調と政府とは質問申し上げますと、「長期税制のあり方についての答申」の中で、こういう文章がございします。「税負担のあり方を考へる場合においては、歳出の効率化と負担の公平な配分の確保を常に念頭におく必要がある」、これはいまさらのことではな

いと思ひます。しかし、歳出の効率化については再三大臣から御発言もございました。ただ問題は、この負担の公平化ということに対してどう歩んでいくのか、もう一つ追加して同じことを伺うんですけれども、たとえば間接税を、これは付加価値税がいいかどうか別にして、そちらに対する比重を高めていくのだ。これに對して、税調がどう書いてあるかといひますと、「消費税は一般に逆進的であるといひます。しかし、この点は、税体系全体のなかで調整が可能であるし、また、社会保障等歳出面の所得再分配機能を含めて調整することも可能である。」事実そうだと思うのです。そうしますと、たとえば間接税といふことをいわれる場合には、ほかの税体系との関係が一体どうなっていくのかといふことも方向性だけは出てこない、結局、ばらばらの議論になつてしまふ。そこで、たとえば先ほど言われた所得税の負担は大体現状どおりである。法人税は上げていく。間接税も上げていく。そのときの税の比率といふのは、おぼろげながら大体このくらいが想定されるであろう、やはりそこまでの話をおしやつていただかないと、なかなかわからない気がいたします。そこまでの作業といふものは現在まだ全然ないのでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) まだそこまでの作業はありませぬ。直接税と間接税の比率が、フィフティ・フィフティぐらいがいいとかいふようなことを前提に置いた作業といふものはまだやっております。たとえば付加価値税といふようなものを税体系の中に取り入れるといふことを考へる場合には、間接税と直接税の比率が場合によつたら半々以上にくずれても、直接税を思い切つて減らすという措置も考へられないこともございませぬし、やはり間接税を大幅に取り入れるといふときには、いまの日本の直接税、これはやっぱり国民にとっては税負担感を非常に強くさせている一つの税体系でございしますから、これを思い切つてくふうをこらして、直接税を減らすという方向も考へられないことはございませぬし、そういうこ

とも考えて、この次の税問題については、これはいままでと違った体系を要するという作業との取り組みでございまして、いろんな問題が出てくると思ひますから、いま簡単にここで申し上げられないと言つておることでございしますが、相当思ひ切つた税制改革をやらねえといふと、今後の財政需要に合理的に應ずる税体系がでないのじやないかといふふうに思つております。

○栗林卓司君 税に対する根本的な見直しが必要だといふことは、全く同感に思ふのですけれども、たとえば附加価値税の導入一つとつてみても、イギリスでは四年間ぐらゐ準備をかけてした。四年がいかどうか別として、国民の合意を求めながら、全体を見直し、変えていくわけですから、相当の長期間かかる。それと、今度の展望といふことを踏まえてみて、いま現在、いまおつしやつたようなゆつくりした、どちらかといへば、あゝまいな態度でいていいのだからか。

なぜ、こうお伺いするかと申しますと、政府と税制調査会の関係といふのは、どうも私には解せないのです。もともとは、税制調査会といふのは諮問機関なんですけれども、果たしてその役割から見ますと、政策の形成機関のような面まで立ち入つてしまつたような気がいたします。なぜかうかといふと、いろいろお伺いしても、それは税調に検討依頼して、それは税調に検討を御依頼申し上げますという答えがまいりますから、あたかも、税調が政策形成機関のような感じがいたします。ところが、いま言われた税体系の根本的な見直しといふのは、いろいろ利害関係者がありますから、税調の中で意見が一本にまとまるというところはきわめて困難な問題でしょう。

そうなりますと、どこかの線を政府が選択したら、政治責任をかけてやるというやり方しかなかなか吹切れない。そこで、たとえばイギリスでもEC加盟といふことを一つ想定に置きながら、なおかつ四年間かかるといふことを考えますと、おつしやつたような立場に大蔵省がいてほんとうにいいのだからか、間に合うのだからか、今後高

福祉の要求に対して、ほんとうにこたえていけるのだからか、その辺の時期との見合いの感じはいかがお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) それはおつしやられるとおつだと思ひますので、大蔵省としましては、何といつても税の立案の責任は主税局にございまして、主税局中心にいま勉強をしております。中でございまして、附加価値税につきましても、御承知のようにフランスから主税局の次長を呼んでいろいろ勉強したりしております。主税は大蔵省の主税局といふことで責任を持った立案をやるうといふ取り組んでいる最中でございまして。

○栗林卓司君 検討中といふことで、またあらためてお伺いしたいと思います。

ただ関連して、違つた問題ですけれども、二点お伺いして質問終わりたいと思ひますが、一つは、今後の所得減税といふものを考えますと、従来から議論のありますように、住民税が一つの対象になつていくと思ひます。そうすると住民税といふのは地方財源ですから、住民税の課税最低限の引き上げ、あるいは税率緩和、変更に伴う地方財源をどう見るのかといふことが当然伴つてまいります。付随的な問題として、所得割り住民税の所得税の附加税化といふか、その問題も税調で議論になつていくように、当然政府としても問題になつてくると思ひます。ここで、これは大蔵省と自治省にわたる問題なので、たいへんお伺いしづらひですけれども、どちらかがより中心になつて構想といふのを描いていかないと、これは解決できないような気がいたします。そこで所得割り住民税の、国税を含めたあり方の問題について、今後大蔵省が当然のこととして中心に、これは自治省に協力を求めながら解決をしていくといふことになると思ひますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) この問題は、税制調査会と地方制度審議会とでいつも議論をされております。税制調査会の中でも議論が二つに分かれた

ままになつております。だいたい以前の答申と最近の答申とでは、若干のニュアンスの違いが出てきておりました。いわば両方の止み寄りといひますか、接近が見られてはおりますが、まだなかなか附加税といふところまでいきにくい、つまり地方自治といふことと、それから地方公共団体の課税権といふことの関連上、なかなか附加税といふところまでまだいきにくいという現状でございまして。しかし、一方において、この地方自治団体の状態は、経済の広域化といふことと関連いたしまして、また一つの、何といひますか、壁に突き当たつておりますので、何か解決をしなきゃならぬという要請はますます強まつてくる実情でございまして。私も今後ともさらに一段とその問題と取り組むたいと思ひますが、附加税化の方向に向かつて言われますといふと、そのように取り進めようといふことにはなかなか申し上げにくい現状でございまして。

○栗林卓司君 たいへん扱いにくい問題なのはよくわかるのですけれども、これは新聞に出てしまつたことですから申し上げていじやうけれども、郵便貯金の少額融資のときには、郵政大臣が大蔵大臣に電話をしてもなかなか出てくれない、ところが、貯金の利子引き下げとなつたら、先方から再々電話がある。しかし、今後はわしのほうで出ないのだと、これまでの経過を話しながら泣いていたといふ話がございました。事のよしあしを申すのではなくて、それぞれ御主張があるわけですから、いつまで時間をかけてもいいといふ問題ではないのです。議論を深めていただければと思ひ次第でございまして。

そこで、いまの貯金の利子の引き下げのこと、先ほどの御答弁とからんで一つ申し上げたいのは、これもまた高負担であるとかいふ御答弁ございまして。といふことは、預金あるいは貯金の利子を下げる、そのことによる利子の減少といふのは、国民が負う一面としては高負担の原則がある、回り回つて大きな収税になればいいんじやないかといふ、それは発想としてわからないわけ

はありませぬ。ただ高負担といふことで考え、貯蓄といふことで考えますと、たとえば少額貯蓄の利子等の非課税が現在特別措置にありますが、これも、むしろこちらのほうを問題にするほうがものごととは順序ではなかつたのか、その点についてはいかがお考えですか。お伺いする理由といふのは、これも租税特別措置の中で貯蓄促進のために相当の減税財源をさいてまいりました。それと、この郵便貯金の利子といふのは、素朴な実感としてはからんでるわけですね。これもまた高負担だといふことになれば、郵便貯蓄の利子の上げ下げを論ずる前に、私は少額貯蓄に対する課税特別を検討するほうが政治としては順序ではなかつたかといふ気もするのですが、この点の御見解を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき高負担と言つたのは、ことばが正確ではなかつたかもしれませぬが、高福祉に対して高負担、その高負担のしかたは、実際において負担額をふやすといふプラスの負担のしかたで、今度は逆に受け取るべき利子を減らすといふ、所得のマイナスといふことによるもの、これも一つの負担の形式であるといふふうにして、高負担の中に、利子の引き下げも高負担の一つの方式だと言つたわけでございます。そういう意味で申したわけでございます。

○渡辺武君 私は土地税制の問題について二、三点伺いたいと思ひます。最近の不況下の物価高の中で、特に地価の高騰が問題になつております。しかも、最近の地価の高騰で特に重要なことは、このおまな原因として、大法人の土地の買いあさり、買い占めが大きい問題になつていふ点だと思ひます。こういう実情は、金融緩慢下の銀行や、大法人の投機的な資金運用といふ点からしても、また今後の土地税制といふ点からしても、大蔵省にも大きなかわりのある問題だと思ひます。で、大蔵省として法人の土地買いあさり、買い占め、この実態をどのようにつかんでいらつしやるか、これをまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) いま各金融機関別に実情の調査をしておりますが、確かに昨年の三月からことしの三月までの一般の貸し出しの伸びに比べて、特に建設業と不動産業に貸しておる貸し出しの増は倍近くになっているというところは確かでございますので、それを中心にしているところでは、やはり土地造成及び住宅の建設ということとを業とするものに多く貸し出されているということになりまして、これは国民福祉の上からいって、チェックすべき問題ではないかということになりますので、いわれておるような、投機のために大企業がいたずらに土地を独占保有するようなことが行なわれてはいないかという点について、非常に注意して銀行局は調査しているのですが、いまのところはそういうはっきりしたものの一つもありません。いわれておるほど大體ない。もの一つもありません。調査をしてみたいというのを当局は言っておるのですが、やはり大きいデベロップメントに土地がほとんど買われているということは事実でございますから、これはまた単なる個人的な、たとえば需要家であっても、土地は造成されていなければ自分の手で未開発のところを必要地だけを買うということではできませんし、買つてもどうにもならぬということではございますから、やはり宅地造成者の手にかかるといふと、一般需要家もこれを利用することができなという事情にございまして、これがほんとうの宅地造成になる限りの金融であるとするなら、これがどこでふえてもやむを得ないのじゃないかという気がいたします。全体の貸し付け額をみて多いと言われている、まだ全体の割程度のことではございますが、したがって、いまのところ、おっしゃられるような事例が普遍的になっているというふうな傾向はないと思ひます。

○渡辺武君 大蔵大臣がそういう立場に立つておられたのじゃ、これはどうにもしようがないという感じがします、率直に。この法人の土地の買いあさり、買い占めが、地価高騰の原因だということ

とは、今回に限って初めてわかったことじゃないと私は思うのです。地価統計を見てみましても、従来工業用の土地の値上がりですね、これが一般宅地の土地の値上がりよりもはるかに急激な伸びだ。つまり工業用の地価の値上がりのほうが、住宅用地の地価の上昇をいつもリードしているという傾向が非常に著しい出ております。これは必ずしも不動産業者などが土地を買ひあさつたというところではなくして、一般的に地域開発そのもので大工場用地を買ひあさつて、それが地価高騰の大きな原因になったというところを示していると思ひますけれども、同時に、いま大臣のほうから言われた、不動産業者あるいはまた建築業者、こういうもののやはり土地の買いあさり、地価高騰の非常に重要な原因になっていっているというところをはっきりと見ていただかなければならぬと思うのです。これはある専門家の調査したところでも、首都圏だけで、この社団法人不動産協会を中心とする大小の不動産業者の手に、一億平米の土地がすでに買ひあさり占められていっている統計があります。その中でも大手で五社、名前を申し上げますと、三井不動産、三菱地所、東急不動産、西武鉄道、東武鉄道、これらはそれぞれ一社一千万平米以上の土地をすでに買ひ占めていまして、一千万平米以上の土地を持つていっている場合、たとえば西武鉄道の場合ですと、年間土地の造成能力は約三十万平米だといわれる。これで計算しますと、三十三年間分の土地をすでに買ひ占めていっている計算が出てくるわけですね。これほど膨大な土地を首都圏だけでも大手不動産業者が買ひ占めていまして、これじゃ土地が値上がりするの当然だと私も思ひます。それにいま大臣も言われましたように、この不況下で金融が緩量化している。そこでこの不動産会社、建設業者に、前年と比べて二倍も銀行から融資がふふといふような状態が新たに生まれて、一そう激しくなっているのですよ、この傾向は、最近の特徴としては、こういう不動産業者が専業にしているところだけじゃない。一般の会社

が、もう北は北海道から南は沖縄に至るまで、至るところで土地を買ひあさつていっているのが実情ですよ。新聞の大まかな計算によりますと、この一年間で日本列島、約三億平米は買ひあさつていっているようなことまで言っている。私もこの間ちょっとほかの用事で大分県へ行つてみましたが、ところどころ、大分の国東半島、あそこには文化財がたくさんございまして、これを観光開発と称して買ひあさつていまして、会社はどこかというところ、帝国人網です。これが買ひあさつていまして、そうして観光開発なるものをやっている。これがいまの地価高騰の主要な原因になっているのです。ですから、その点ををはっきり見ていただいて、そういう大手法人の土地の買いあさり、買ひ占めを封ずるという方向で土地税制を考えていただく必要があるんじゃないか。またいままで買ひ占めた土地をどういうふうにして安く放出させるかということを中心にして、土地税制を考えていただかなければならぬんじゃないかというふうに思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それはそういう意味で土地税制を考える必要があると思ひますが、いま私の申しましたのは、調べた実態について言つておること、いま例にあげられた帝人云々という話がありましたが、会社のそれは業務的なものに、相当広い土地を会社が買ひ占めるという点については、これは好ましい方向ではございませんし、またこれに銀行が金融するということが適切でございませぬので、そういう点を中心に調べましたところが、確かにそういう大手の土地業者についての金融がございまして、これはしかし、ほとんどその手によって大量の土地供給が、宅地造成が行なわれておるのだから、これがいけないうことにはなりませんし、新都市計画なんというものも各地に、いま各県にどんどんできておるのだから、これはいいです。したがって、やはり大手の手を通じ計画が全国的に進んでおりますので、したがって、それらの業者がいま

までと違つた、相当金融が多くなつていくというの、まあこれはある程度私はやむを得ないんじゃないかと思ひます。あまりに行き過ぎがあるやうでございまして、これは当然いろいろと監督をいたしますが、いまのところでは、実情調査した限りでは、特にこれがけしからぬというものがあまりないというのが検査のほうの報告でございますので、もっともこれは大ざっぱな検査でございまして、もう少し詳しい検査をしたいと言つておりますので、それによつてまたいろいろな事実が出るかもしれませんが、いままでのところではそういう状態になっております。

○渡辺武君 重ねて申します。大臣それじゃだめですよ、率直に言います。昭和四十四年に制定された現行の土地税制です、あれがこの国会にかげられたときに、私この委員会ではっきり申し上げました。この税制は、これはいまの地価高騰をおおつていける最も元凶であり、不動産業、建設業などの土地投機に對しては何の効果もない、むしろこれを促進させるものじゃないかということとを申しました。なぜかといへば、あの土地税制でもって対象になつているのは、全部これは個人の保有地です、個人の。そうして短期で譲渡した場合に四〇%ですか、重税を課する。しかし、長期保有の分については、個人が土地を手放した場合に、早く手放した順位に応じて税率を安くする。こういうような形になつておつた。つまりこれは個人の、特に農民などの先祖代々から持っている土地を早く手放させて、そうしていわばこれを商品として売買する法人に土地を買ひ占めるのに便利を供するといふような税制じゃないかというのを申しました。私の申し上げたとおり、この間の新聞には、どうですか、四十五年度の長者番付で、上位百人のうちほとんど大部分は大量の土地を売つた人だといふことが出ていた。しかもその土地が何に使われたか。宅地の造成なんかにはほとんど役に立っていないじゃないですか。そういう実情ですよ。そんな税制をつくつて、地価の安定に資するためなんて言つたつて、

これは口だけのこととしか受け取れない。大もとを押えてないですよ。土地は商品でないという名言、まあ名の字が問題ですが、名言をいいた大臣があります。瀬戸山建設大臣だったと私記憶しておりますが、農民に対して、土地は商品ではないのだ、これを商品として売ることはいけりからぬというので、農民をぎゅうぎゅう締めながら、現に商品として土地を扱っている大法人、これに対しては何の規制措置も講じなかったというのが、いままでの自民党政府のやり方だと私は思います。そのところを根本的に改めなければ、地価の問題なんて解決できないと思う。

そこで伺うのですが、四月二十二日の読売新聞にこういう記事が出ています。大蔵省は来月後半から審議に入る税制調査会に次のような土地税制を諮問したいという趣旨の記事でありました。で、大蔵省の構想として書かれているのは、1は、「公示価格を上回った売却益は一般収益と分離し五〇〇程度の高率課税をする」、それから2として「業種別や規模別に土地の保有規模を決め、それを越えた過大保有地の固定資産税などを大幅に引き上げる」、3「土地の保有そのものを一定の『所得』とみなし、保有規模別に所得額をはじき出し、現行の合算方式で法人税を課税する」、こういう三方式を構想として考えている。税調に諮問するのだという趣旨の記事が出ております。これは大蔵省が土地の買い占め、買いあさりをやっているから、これを押えるためだという趣旨でこういうことを考えているという記事なんですか。この点どうなんですか、ほんとうでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) そういう案を大蔵省で検討しているという話は、私聞いておりません。

○渡辺武君 そうでしやうね。私の記事見たときに、大蔵省もなかなかいいことをやろうとしているのだなと思ったけれども、そうですよ、法人が土地を買い占めているのを、これならかなりの程度押えられるという方向ですね。けっこうなこ

とだから大いにやっただろうかと思つて質問したら、そういうことは考えていない。そういう大蔵省では、いまの地価高騰なんというところは押えることはできませんよ。大臣も少しこれは考えていただきたい。私も、やはりこの法人の土地投機こそ、いまの地価の値上がり一番大きな原因なんで、法人の土地買いあさり、買い占め、これをまず押えなければいかぬ。そのためには、先ほど来例にあげました三十三年間分も土地を買い占めて持っている。造成能力にとっても追いつかないというほど土地を買い占めている。こういう不動産業者に対しては、よろしく土地取用法を適用して、そうして適正な価格、つまり買った値段に近いところでこの土地を取用する。そうしてこれを住宅用地なり公園その他の公共的な施設に使うという措置をとる必要があると思うのです。それとあわせてこの法人の土地の売却所得ですね、これを分離課税で重課するという措置をとれば、土地投機を押えることができる。そういうことをおやりになるおつもりがあるかどうか。それからもう一つは、個人の所有地、これについては、これを公共用の土地に売るときは、そして住宅用地、あるいは学校の敷地、あるいはまた緑地や公園などにこれを使うという場合、そういうところ個人が土地を安く売るときには特別に税金を安くする。そうすれば、公共用地に優先的に土地が集まってくると思う。そういう方式をおやりになるおつもりがあるかどうか、これを伺いたいと思う。

○国務大臣(水田三喜男君) 公共用地に土地を優先的に集めるというようにすることは、これは考える必要があるかと思つて、土地税制については、いままでも長い間研究して今日に至つておりますが、なかなかこの土地の地価を上げないということ、やはり土地を潤沢に供給するということ、この二つの目的を阻害しないような税制というものを考えることはむずかしいので、なかなかいい結論は現在まで出ていないというのが実情でございます。今後これはほうつてお

くべき性質のものではございませんので、政府の土地に対するいろいろな施策との関連において、十分今後引き続いて検討していくつもりでございます。

○野末和彦君 前回に引き続きまして、サラリーマンの給与所得控除を中心に質問したいと思つて、きょうも時間がありませんから、次の回もこれを続けてやりますので、ちょっとじっくりと納得いくように説明してください。

サラリーマンの給与所得控除が、定額と定率分、全部含めました控除率が、現在のほかの職業などと比べて、いわゆる課税バランスの上から見て適正であるかどうかというのを、前回主税局長に質問したわけです。で、その主税局長のお答えの中で、ちょっとふに落ちない点があるので、あらためて大臣にこの問題をお聞きするのですが、いまの給与所得控除というのは、他の所得者との課税バランスの上から見て、大臣はこれが適正であるとお考えかどうか、まずこれをお聞きいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 適正であるかどうかと言われると、これはむずかしい問題でございますが、他の所得と比べて、すでに一応、特にこの課税が不当であるというふうには考えられない、相当な水準に達しているというところは事実だろふと思ひます。

○野末和彦君 主税局長は、二五〇大体概算控除ということになる、これは年収百五十万のところ計算した数字ですけれども、二五〇の概算控除が控除率として非常に高いというふうには主税局長は答えたわけですが、大臣もほんとうにこれは高い控除率であると思ひますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 百五十万円が二五〇というところで、かりにもう少し収入の少ない年収五十万という場合にはこれが四〇〇、四一〇、八十万程度でございますと三三〇というふうには、控除率が下に行くほどこれは多くなつておりますが、これは他の所得との権衡から見まして、一応均衡のとれた水準であるというふうに見られるだらうと思ひます。

○野末和彦君 まあサラリーマンの中だけで二百万、百五十万、百万、あるいは八十万というふうと比較すれば、三〇〇の控除率の収入もあるわけですよ。しかし上もありません、大体平均が二五〇ぐらゐになるような気がするわけですが、さしてはかの仕事と比べて均衡がとれているかどうかということになると、非常に疑問がありまして、私、あまりほかの職業をいろいろ知りませんからお聞きするんですが、この二五〇の概算控除をかりに平均としておきまして、サラリーマンの場合、二五〇よりもっと低い控除率——概算控除ですね。控除率の仕事は一体どのくらいあるのか、それをちょっと教えていただきたいわけですね。つまり、非常に高いわけですからね、二五〇は。そうなりますと、普通の率あるいは非常に低い率というのがあるわけで、そういう仕事にはどんな仕事があるのか、それをじっくり説明していただきたい。

○説明員(江口健司君) いまの御質問は、所得標準率の逆から言うた御質問だと思ひますが、先生御案内のとおり、標準率にすぎませんが、じつと納得のいく御説明のできない守秘義務の立場がございまして、はなはだ恐縮でございますが、概説的な御説明でお許しただきたいと思ひます。

最低経費率二〇〇程度、あるいはそれ以下のものがどの程度の業種に、どういう形であるかというところでございしますが、大ざっぱに申しますと、経費率が二〇〇%ないしそれ以下のものにつきましては、きわめてレアケースであるというところが一般的には言えるわけでございます。

○野末和彦君 そうすると、レアケースになりまして、これは非常に少ないので、二五〇%控除率が非常に高いということは全くこれおかしな思ひます。主税局長いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) サラリーマンの給与所得控除というのは、これは必要経費を概算的に控除するものでございまして。そこでサラリーマンの

必要経費としてどういふものがあるか。しばしばよく主張されますのは、銀行なり会社へつとめる場合の衣服の被服料であるとか、あるいはいろいろな勉強するための書籍代であるとか、あるいはワイシャツその他の洗たく費であるとかいふことがいろいろ言われるわけですが、これは営業所得の場合については、それらが、それでは常に必要経費として個別算定の場合に引き得るものであるかという、必ずしもそうでないわけでもない。サラリーマンについてだけ特に必要だと認められますような、そういう経費をかりに抜き出して見ても、年間給与収入百五十万円のサラリーマンについて二五%に当たる必要経費をはじき出すというものは、非常に積み上げ計算ではむずかしいというのが実情でございます。ただいま江口直税部長が申しましたのは、野末委員の御質問に答へまして、標準率として二〇なり二五なりというものがあるかどうかという点の御質問でございましたが、もろもろの職業の必要経費というもののについては、これは確かに二〇とか二五とかいふ形の低い率の必要経費の職業がたぐさんあるとは思われないうけであります。サラリーマンという業種は、これは一般的に言ひまして、非常に必要経費の掛かりの少ない業種であるという事は言えるわけでありまして、それと標準率と比較することは、議論のスタートにおいて相当に無理があることではないかと思ひます。私が二五%というのにはかなり高い必要控除率であると申しましたのは、それでは百五十万から百五十万の給与収入の場合に、それに対応するだけの必要経費が算定し得るサラリーマンが現実にはそう多くはおられませんからと云ふ意味で申し上げたわけでございます。

○野末和彦君 まあ必要経費が何かということになりますと、これはもう実にむずかしいので、ここであれこれと論議することはできないと思ひますが、ただ私は、納税者の感覚から言つて、まず主税局長のおっしゃる二五%というのは、標準率でいくとこれは非常に高いのだと、それならばは

かのサラリーマンに一番近い職業、まあ似た職業として幾つか考へてみて、そこでその職業の控除率というものを考へますと、もちろんこれは標準ですから、収入に依りてあるいは個人個人事情が違ひますが、たとえばさきさきおっしゃるワイシャツも出ましたけれども、かりに外交員なんというのがありますね。外交員もサラリーマンですが、サラリーマンの場合でもセールスでもって生計を立てているということになりますと、会社に働いているサラリーマンと若干違ひますが、やはりかなり似ているわけですが、外交員の場合だつたら、これは概算控除でもって標準でどのくらいになるのでしょうか。

○説明員(江口健司君) いまの外交員の関係でございしますが、これはもちろん会議等で各局の事情に依りまして議論をいたしますと、これも若干局によつて都会地と地方とでは差がございします。オーブンで申し上げていい性質の標準率の一つかと思ひますが、公式にはオーブンはしてございせんが、たとえば生命保険会社あるいはその他外交販売をするというような、比較的大口の徴収業務者がございまして、源泉徴収をする部分がありウエートとして高い部類に属しますので、徴収業務者等につきましては、指標の意味で、目安としてそれを示しておりますが、平均的に申しますと、おおむね三〇%前後とお考へいただいてよろしいかと思ひます。

○野末和彦君 そうしますと、仕事の種類、それから徴収面からいつても、サラリーマンに似ているセールスマンあるいは外交の仕事が三〇%前後だということ、これはもう非常に高過ぎるわけですね。主税局長、これは必要経費が、セールスマンのほうがせびるがたぐさん要つて、一般のサラリーマンより、たぐさん金がかかるという証拠もないと思ひますね。これは解釈の違ひかもしれませんが、そうなりますと、大蔵大臣もおっしゃいました、サラリーマンの二五%の概算控除は、標準率でいって、これは均衡がとれていて、ほかの仕事と。そういうことは絶対にあり得ない。か

りに農業所得者などを見ますと、車はこれは必要経費だ、車はといつても、あるいはサラリーマンの場合には、全く車は必要経費じゃありませんけれども、ガソリン代も含めて農家の場合には車二台、三台持つても必要経費で落とせるといふことになる。これは絶対均衡はとれてないと思ひます。むしろこれは納税する立場で感じです。から……。しかし、いろいろな職業を当たつてみますと、やはり、まず主税局長のおっしゃる二五%の概算控除が、これは非常に高いので、ほかの職業に比べて控除率の上で均衡がとれて不当ではないという論拠は、非常にあやしくなると私は思ふのですがね。もちろん、この次には青色申告の青色事業主控除の今度十%と、そういうものとの比較において質問を続けていきたいと思ひますけれども、どう考へても二五%以上の職業、外交員が三〇%、ほかの職業はおそらくもつとでしようね。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの保険の外交員のいわゆる標準率との関係で申し上げますが、実は、外交員の標準率の計算内訳等を私まだ見ておりませんから、正確にはお答えいたしかねますが、ちょっと感じますのは、外交員というのは、毎日事務所に一応出まして、事務所から毎日保険に加入しようとする人のところへ勧誘に行くわけでございます。そこで、事務所から勧誘に行く場所までは、それだけ交通費がかかるわけでございます。この交通費はどちらの負担になるかといひますと、大体において、現在のところは勧誘員

の負担になる。で、つまり、通勤費持ちで、保険勧誘報酬というものを会社が払つていて、というのが現在の形態でございます。そこで、その場合に、その標準率のきめ方なるものは、実はなかなかこれも積み上げ計算が非常にむずかしいわけでございます。まして、一方においては、やはり給与所得の控除割合というものがひとつ頭に置いていることであらうかと考へますが、そういうことを考へますと、かりに外交員の標準率が三〇%とした場合、この外交員の三〇%が適用される場合の年間収入というものを幾らと見合はせるか。これは、外交員も、その能力によりまして非常に差が大きくなるものでございしますから、年間の収入は、外交員というものは非常に差が大きいものでございしますから、そこに標準率を置くことは非常に問題がございします。で、年間収入は幾らという点との関係で、さだかにバランスがとれているかとれていないかという事は、いまここでは責任を持ってお答え申し上げかねますが、いまかりに、二五と三〇という差があるからといつて、決して私はバランスがとれてないとは言ひません。一方、一般的にいって、サラリーマンは毎日同じ場所勤務をするという事でございしますから、通勤費の分で非常に大きな差があるという事を考へますならば、御指摘のように二五と三〇で、バランスが外交員のほうが有利じゃないかという点には万ならぬと思ひます。

○野末和彦君 それを言ひ出したら、またほかの、さつき言つた農家から、あるいは芸能人から、文筆業、全部ひくるめて、一々こまかく検討しなければならぬので、そこで話を広げてやるわけじゃありませんが、とりあへず次回からは、青色事業主との比較において、サラリーマンの今回見送られた定額、そして定率の控除についても質問をしたいと思ひますが、主税局長、個人的に伺ひますが、あなたもサラリーマンですか、どうですか、このサラリーマンの控除率は、課税バランスの上から見て適正で、不均衡がな

て、非常に満足ですか、それともやはりちょっと不満だ、どちらですかね。それだけ聞かしてくださいます。

○政府委員(高木文雄君) かつてここ十年の間、サラリーマン減税ということが非常に世の中で問題になり、現実に私もいたしましたが、所得税の減税中、サラリーマンの減税に最大の焦点が置かれてまいりましたのは、やはりたゞいま先生御指摘のような認識に基づいて今日に至ったのであると思っております。ところが、この一、二年になりました、にわかに個人事業者から非常に強い反発が出てまいりました。これはまあ一つには、九・六・四論議というものからするところの多分に感情的な反発もあらうと思いますが、特に青色の事業者につきましては、サラリーマンが九であって、自分たちが六であるということはないということ、非常に強い反発が出てきておるわけでありまして、そういう点から考えますと、その非常に素朴な実感というものも、やはり私どもとしては大いに耳を傾ける必要があるわけでございまして、そういう点から申しますと、絶対額としていかにあるべきかという問題ではなしに、各種各様の業種業態のバランス感の問題としましては、従来はどサラリーマンに重点を置いていくというわけにはいかない状態になりつつあるのではないかと感じがいたしておるわけでございます。今朝来の御議論で、共通でございますが、どなたでも税は重いと思っておられるわけでございます。まさにそのとおりでございます。その意味におきましては、私どもも決して軽いとは思っていないわけでございますが、公平論ということ、具体的には課税バランスという点からいいますと、このところはかなり問題のあるところでございますが、その意味では、少なくとも従来どおりのテンポで給与所得控除を上げていくということには、大いに反省を要する時期になっておるのじゃないかと思っておるわけでございます。

○野末和彦君 不満ながら、個人的に……。前回もそのとおりのお答えをいただいたわけでございます。

ます。ひとつ次回にやります。

○委員長(前田佳都男君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、明二日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和四十七年六月十六日印刷

昭和四十七年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局